〇生活保護法第五十五条の三に基づく

指定医療機関に関する告示

(東海北陸厚生局一、二)

「その他告示

報

法規的告示

〇障害者の雇用の促進等に関する法律

域を指定する件(総務一六二)

律の規定により、

政党事務所周辺地

等周辺地域の静穏の保持に関する法

目

次

録及び届出に係る事項を公示する件

(同七二六)

Ŧ.

条の二第三項の規定に基づき品種登

官庁

**発 行** (原稿作成 内閣府 国立印刷局)

○道路に関する件 ○道路に関する件 〇道路に関する件 (九州地方整備局八一) (中国地方整備局四五) (北陸地方整備局二六) (北海道開発局五二~五五)

国会事項

人事異動

最高裁判所

内閣

〇国会法及び議院における証人の宣誓

法

律

及び証言等に関する法律の一部を改

正する法律(三四)

褒 賞

皇室事項

官庁報告

登録検査機関の登録の更新に関する公船員法第百条の十三第一項に規定する 官庁事項

北海道開発局公示 (国土交通省) (北海道開発局)

一 九

法 務

公証人任免 (法務省)

0

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配二三)

公 告

〇保安林の指定をする件

(**厚生労働**一五六)

を廃止する旨を公示する件

が在宅就業障害者に係る業務の全部 の規定に基づき、在宅就業支援団体

〇種苗法第十八条第一項及び第二十一

(農林水産七一四~七二五)

諸 事 項

財団、 消処分関係 公示送達、 建設業の許可の

the transfer of the transfer 会社更生、再生、

○道路に関する件

 $\bigcirc$ 

 $\triangleright$ 

除権決定、破産、免責、 所有者

 $\bigcirc$ 

会社その他

本号で公布された

法令のあらまし

◇国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等 に関する法律の一部を改正する法律(法律第三

四号)(国会) 国会法の一部改正関係

の二及び第一〇四条の三関係) 情報に関する規定を追加することとした。(第一 続について、特定秘密に準じて、重要経済安保 査会に対して審査を求め又は要請するときの手 その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審 〇二条の一三~第一〇二条の一 情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価 第一〇四条

の五関係) 定を追加することとした。(第五条の二~第五条 定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規 法律に基づく証言又は書類の提出について、 施行期日 議院における証人の宣誓及び証言等に関する

法律の一部改正関係

議院における証人の宣誓及び証言等に関する

用に関する法律(令和六年法律第二七号)の施 行の日から施行することとした。 この法律は、 重要経済安保情報の保護及び活

〇国会議事堂等周辺地域及び外国公館 示

官

法

律

る。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布す

名 御 璽

御

令和七年五月十五日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第三十四号

国会法の一部改正 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

第 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する

政機関の長」を加える。 適合事業者の認定をいう。)の状況について」を、「による特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」 をいう。)の実施並びに適合事業者の認定(重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する いう。)及びその解除、適性評価(重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価 情報保護活用法」という。)第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)の保護及 (重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保 第百二条の十三中「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報 活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定(同項の規定による指定を | | 規定する行政機関の長| の下に | 及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行

第百二条の十四中「報告」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第十九条の規定による報告

替えて適用する場合を含む。)」」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「特定秘密」の下に「又 三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条(国会法第百二条の十五第二項の規定により読み 第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」 百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四 証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条」とあるのは「第 と、「第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における は重要経済安保情報」を加える。 とあるのは「調査(公開しないで行われるものに限る。)」と、重要経済安保情報保護活用法第二十 |第十条第一項及び第二十三条第二項||を「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「「第十条」を 第百二条の十五第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第二項中 「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」 第十条」に改め、「含む。)」」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ

第百二条の十六第一項中 「制度」の下に「又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度」

[第十条第一項及び第二十三条第二項] を 「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「[第十条] を 第百二条の十七第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第三項中 第十条」に改め、「含む。)」」の下に 「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ

> 替えて適用する場合を含む。)」」を加え、同条第六項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報 三条第二項中 「、第九条」とあるのは「、第九条(国会法第百二条の十七第三項の規定により読み とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、重要経済安保情報保護活用法第二十 第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」 百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四 証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条」とあるのは「第 「第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における 「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」

第百二条の十八中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」 第百二条の十九、第百四条の二及び第百四条の三中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」 を加える。

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)

第二条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 部を次のように改正する (昭和二十二年法律第二百二十五号) の 一

済安保情報保護活用法第二条第二項に」に改める。 をいう。)」を加え、「同項に」を「特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長又は重要経 下に「又は重要経済安保情報の指定(重要経済安保情報保護活用法第三条第一項の規定による指定 重要経済安保情報」を加え、「同項の」を「特定秘密保護法第三条第一項の」に改め、「をいう。)」の 条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)」を、「又は特定秘密」の下に「若しくは 活用に関する法律(令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。)第三 第五条の二中「以下同じ。)」の下に「若しくは重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び

第四項から第六項までの規定及び第八項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。 言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」」を加え、同条 護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条(議院における証人の宣誓及び証 とされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、重要経済安保情報保 第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこと 第二百二十五号)第五条の三第二項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項(同法 五号)第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律 場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十 院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会 十条」に改め、「含む。)」」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議 条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「「第十条」を「「、第 第五条の四中 第五条の三第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第三項中「第十 (昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する 「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第五条の五中

「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

日から施行する。 この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)の施行の

総務大臣 石破 茂

内閣総理大臣

○東海北陸厚生局告示第二号

#### 3

## 法 規 的 告

示

令和七年五月十五日

病院独立行政法人地域医療機能推進機構 称

清水さくら

静岡県静岡市清水区袖師町二千一番地

所

東海北陸厚生局長

込山

愛郎

地

をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日次の表の上欄に掲げる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づく指

構がない。大学の一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般である。 令和七年五月十五日 番二十三号静岡県静岡市清水区桜が丘町十三

東海北陸厚生局長

愛郎

令和七年二月二十八日

廃止年月日 込山

### そ の 他 告

示

〇総務省告示第百六十二号 を政党事務所周辺地域として指定する。 十号)第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九

令和七年五月十五日

官

総務大臣 村上誠一郎

	地	期	名	· .
	域	間	称	4
並びにこれらの道号)第二条第一項側端の一方のみが	東京都渋谷区	令和七年五月十七	日本共産党中央委	4 オーチョリーコー
路の区間に接する交差点  の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間 の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区域  第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に合まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五	代々木一丁目ては、特別区道第一○五三号路線の部分に限る。)では、特別区道第一○五三号路線の部分に限る。)千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで(ただし、二十四番につい千駄ヶ谷四丁目	日から令和八年五月十六日まで	員会周辺地域	新子二里 · 木二語一直

# 〇厚生労働省告示第百五十六号

規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第七十四条の三第十三項の 旨の届出があったので、 同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和七年五月十五日

厚生労働大臣 福岡

本の名称 体の名称 体の名称	五日	代表者の氏名	務を行う事業所の所在地 在宅就業障害者に係る業 厚生労働大臣
の名称実技援	住所業支援団	表者の氏	を行う事業宅就業障害
翔明会 一般社団法人	号	宮本達之	丁目十八番六号福岡県福岡市西

# 〇農林水産省告示第七百十四号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年五月十五日

字中村六二、六三、 の一、六五の二、七五、七七 子中村六二、六三、六四の一、六四の二、六五保安林の所在場所 秋田県秋田市雄和神ケ村 農林水産大臣 江藤 拓 指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町主伐として伐採をすることができる立木

田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第七百十五号

る。

二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 の指定をする。

令和七年五月十五日

木字堀戸九七、 保安林の所在場所 秋田県横手市大森町八沢 農林水産大臣 江藤 拓 -00

指定の目的 指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間間伐に係る森林は、次のとおりとする。

及び樹種次のとおりとする。

田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供す(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋

〇農林水産省告示第七百十六号

二十五条第一項の規定により、次森林法(昭和二十六年法律第二 の指定をする。 次のように保安林売二百四十九号)第

令和七年五月十五 日 農林水産大臣 江藤

拓

字千束三五の一・三五の三(以上二筆について いて次の図に示す部分に限る。)、利賀村大勘場 川東下一四、一五・二三・四二 字川東上一四三、一四三の二、 次の図に示す部分に限る。) 保安林の所在場所 富山県南砺市利賀村上 一四三の三、字 (以上三筆につ

指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 3 立木の伐採の限度、次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 第

〇農林水産省告示第七百十七号

令和七年五月十五日

字山ノ下五七 字梨木沢一七一の一、一七一の三、一七一の寅九から四一まで、四一の子から四一の寅まで、 沢七〇四、七〇七、七〇九、七〇九の子、貝附 から一七一の巳まで、一七一の未、一七二の子、 で、三五の一、三八の一、三八の二、字古寺三 字福事沢七八九の一、字千本添三三から三六ま 七二の丑、字寺ノ沢七五、七七、 保安林の所在場所 新潟県村上市川部字大石 農林水産大臣 七八、

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

2 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

る。 潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新 立木の伐採の限度の次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

# 〇農林水産省告示第七百十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 令和七年五月十五日 次のように保安林

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 主伐として伐採をすることができる立木 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供す 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富 立木の伐採の限度、次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

# 〇農林水産省告示第七百十九号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

官

令和七年五月十五日

屋敷字本屋敷平一九、二〇、二三から二六まで、 二九の一、字中畑一七四五から一七四七まで、 一七五一、一七五二 保安林の所在場所 農林水産大臣 富山県下新川郡朝日町元 江藤 拓

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

ものとする。

山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供す 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富 3 立木の伐採の限度、次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

る。

# 〇農林水産省告示第七百二十号

一二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

字楠木山八〇九、字城平九一五、 保安林の所在場所 佐賀県唐津市浜玉町岡口 農林水産大臣 江藤 九一六 拓

保安林の所在場所 富山県氷見市余川字南山

農林水産大臣

江藤

拓

五五の一、一五五の二

指定の目的 水源の涵養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

ものとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐 及び樹種次のとおりとする。

# 〇農林水産省告示第七百二十一号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年五月十五日

大浦字船倉己九二九の一、己九四〇、 保安林の所在場所 佐賀県藤津郡太良町大字 己九四三

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

令和七年五月十五日

2 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

2

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供す

農林水産大臣

指定の目的水源の涵養 江藤 拓

主伐に係る伐採種は、定めない。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

| 賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐 る。)

〇農林水産省告示第七百二十二号

令和七年五月十五日

真手野字黒牟田二四五九七 保安林の所在場所 佐賀県武雄市武内町大字

指定施業要件

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐 3 立木の伐採の限度、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第七百二十三号

二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。

令和七年五月十五日

鳴字駒鳴峠三一五三の一 保安林の所在場所 佐賀県伊万里市大川町駒

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

ものとする。

賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐 3 立木の伐採の限度、次のとおりとする。

二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

農林水産大臣 拓

指定の目的 水源の涵養

立木の伐採の方法

ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

農林水産大臣 江藤 拓

指定の目的 水源の涵養

指定施業要件

2

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

間伐に係る森林は、次のとおりとする

# 〇農林水産省告示第七百二十四号

二十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年五月十五日

周山町東山七の一 保安林の所在場所 農林水産大臣 京都府京都市右京区京北 江藤

指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

る。) 都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供す 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第七百二十五号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年五月十五日

農林水産大臣 江藤

明石町明石谷二三の一(次の図に示す部分に限 る。)、二三の二 保安林の所在場所 京都府京都市右京区京北

指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に 備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 官

5

# 〇農林水産省告示第七百二十六号

項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、 同条第三

農林水産大臣

権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者

品種登録の番 号及び年月日登録品種の属す る農林水産植物登録品種の名称 登録品種の名称 ・						
<ul> <li>種登録の番</li></ul>		名古 国二丁				
種登録の番 登録品種の属す	· 担 9	解離 化二甲二甲二甲二甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲		あいちのこころ	Oryza sativa L.	第30876号 令和7年5月 15日
	出願公表の年月日	種登録を受けの氏名又は名の氏名又は名び住所又は居	育成者 権の者 期存 問	登録品種の名称	绿農種品本教	品種登録の番 号及び年月日

2 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、 その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとお

(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するととも 農林水産省のウェブサイトに公表する。)

を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、 品種登録

第30876号 令和 7 年 9 15日	品種 号及
第30876号 令和7年5月 15日	品種登録の番 号及び年月日
Oryza sativa L.	登録品種の属する農林水産植物の種類
# C t 0 0 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	登録品種の名称
愛知県経済農業協同組中連合会会 愛知県名古屋市中区第三丁目3番8号 明第三丁目3番8日 日の知県名古屋市中区三の九三丁目1	品種登録を受ける 者の氏名又は名称 及び住所又は居所
なし	指定国
登に種に保めいのあ定のし輸行当対消のも穫出為す録つの関護て国国「国国種出為該し費目っ物すをる品き育すをい以一て以に苗す及国最以的てを名制。種品成る認な外で指外対をるびに終外を収輸行限	離行出落するを名り
(二)	

# 〇北陸地方整備局告示第二十六号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間 一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日 北陸地方整備局長

髙松

諭

道路の種類 一般国道

 $(\equiv)$   $(\equiv)$   $(\longrightarrow)$ 道路の区域 路線名

間 後変 別更 前 敷 地 の 幅 員 延 長

一一四六番一まで村上市猿沢字下野一一六一番四から同市猿沢字下野 北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所 後前 -・〇〇~二三六·五〇 -・〇〇~一一六·二五 〇・ ・ 〇五 三 三 ル

〇中国地方整備局告示第四十五号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 一般の縦覧に供する。 第十八条第一項

中国地方整備局長

林

正道

道路の種類 令和七年五月十五日 一般国道

路線名

 $(\equiv)$   $(\equiv)$   $(\rightarrow)$ 道路の区域

丁目二二八番まで福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町 間 後変 別更 前 後前 二二 六六 · 三三 ---------敷 地 0 二二七・九五ト 幅 員 延

長

中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

〇九州地方整備局告示第八十一号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 一般の縦覧に供する。 第十八条第一項

九州地方整備局長

森 田

道路の種類 一般国道 令和七年五月十五日

路線名 二百二十号及び四百四十八号

 $(\equiv)$   $(\equiv)$   $(\rightarrow)$ 道路の区域

区

間

後変 別更 前

敷

地

の

幅

員

延

長

三二ト

字宮浦字小浦二五一四番一まで日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一 から同市大 後前

〇北海道開発局告示第五十二号 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所 四四 五・七六~ 七四元 00 + 0 0 1 0 0 1

規定に基づき、告示する。 その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間 般の縦覧に供する。

次のように道路の区域を変更したので、

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一項

令和七年五月十五日

路 道路の種類

線 名

二百二十七号 一般国道

> 北海道開発局長 坂場 武彦

# 国会事項

う。)及びその解除、済安保情報の指定

保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価を

適性評価

(重要経済安保情報

(同項の規定による指定を

## 衆議院

# 衆議院規則の一部を改正する規則

を養完見削り一部を女Eする見削 日次のとおり議決された。 衆議院規則の一部を改正する規則は、四月二十

衆議院規則の一部を改正する規則 衆議院規則の一部を改正する規則 衆議院規則の一部を次のように改正する。 第五十六条の五第一項中「同じ。」」の下に「又び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)が活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)が活用に関する法律(令和六年法律)の下に「又

に「又は重要経済安保情報」を加える。第二百五十六条の二第一項中「特定秘密」の下しくは重要経済安保情報」を加える。

#### 所則

する。

「令和七年法律第三十四号」の施行の日から施行答及び証言等に関する法律の一部を改正する法律での規則は、国会法及び議院における証人の宣

# 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正すは、四月二十四日次のとおり議決された。衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規

要経済安保情報をいう。以下同じ。)の保護及び活無に関する法律(令和六年法律第百八号」の下に「、以下この条において「特定秘密保護法」という。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、「状況について」の下に「調査するとともに、行状況について」の下に「調査するとともに、行状況について」の下に「調査するとともに、行状況について」の下に「調査するとともに、行ける重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護法」という。第三条第一項に規定する。十七号。以下この条において「重要経済安保情報と視さ、行いの保護及び活用に関するという。第三条第一項に規定する。

政機関の長」を加える。

立ち、の実施並びに適合事業者の認定(重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長」の下に「又は重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適安保証ができません。

を加える。
を加える。
を加える。
を加える。
を加える。
を加える。

重要経済安保情報」を加える。第五条第三項中「特定秘密」の下に「若しくは

加える。

「若しくは重要経済安保情報」を定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加え、同条第一項中「特は重要経済安保情報」を加え、同条第一項中「特定秘密」の下に「又

### 附則

する。(令和七年法律第三十四号)の施行の日から施行(令和七年法律第三十四号)の施行の日から施行誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律言の規程は、国会法及び議院における証人の宣

## 議案送付

とおりである。 五月十三日参議院に送付した内閣提出案は次の

について承認を求めるの件日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結ける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する財本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間にお関する法律の一部を改正する法律案

用に関する制度の運用を常時監視するため重要経

官

締結について承認を求めるの件 本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の 日本学術会議法案 における物品又は役務の相互の提供に関する日 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間

た。

議案受領

## 質問書提出

とおりである。 五月十三日議員から提出した質問主意書は次の

大阪・関西万博の来場者数に関する質問主意書 (櫻井周提出

質問主意書 大阪・関西万博におけるAD証入場者に関する (櫻井周提出

## 答弁書受領

得と水資源の利用に関する質問に対する答弁書 衆議院議員緒方林太郎提出関税割当に関する質 衆議院議員今井雅人提出外国資本による森林取 度整備に関する質問に対する答弁書 改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制 衆議院議員屋良朝博提出育児・介護休業法等の 五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。 問に対する答弁書 た。

茶」の商標登録等の規制等に関する質問に対す 衆議院議員山井和則提出中国における「宇治抹

衆議院議員屋良朝博提出フィリピン残留日系 の就籍支援に関する質問に対する答弁書

## 院

議事日程

議事日程 第十九号 五月十四日の議事日程は次のとおり 令和七年五月十四日 (水曜日)

法第五条第一項の規定に基づき、 入港禁止の実施につき承認を求めるの件 午前十時開議 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置 特定船舶の (衆

第二 医薬品、 する法律案(内閣提出、 安全性の確保等に関する法律等の一部を改正 医療機器等の品質、 衆議院送付) 有効性及び

書

(第一一一号)

介護給付費の適正化に関する質問に対する答弁

参議院議員浜田聡提出介護保険料の上限設定と

7

五月十三日衆議院から次の内閣提出案を受領し

関する法律の一部を改正する法律案 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に (閣法第五

日本学術会議法案 締結について承認を求めるの件(閣条第八号) における物品又は役務の相互の提供に関する日 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間 について承認を求めるの件(閣条第七号) 日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間にお 本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の ける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する (閣法第三六号)

## 質問主意書提出

五月十三日議員から次の質問主意書が提出され

答弁書受領 外務省ウェブサイトの に関する質問主意書(浜田聡提出)(第一一八号) 「南京事件」に係る記述

する答弁書(第一〇六号) る会議の議事録作成及び公開に関する質問に対 参議院議員山本太郎提出原発避難計画策定に係 五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

子学院及び孔子課堂に関する質問に対する答弁 参議院議員神谷宗幣提出我が国に設置された孔 (第一〇七号

参議院議員山本太郎提出原発作業員の安全管理 ディングスの外資比率と総務省の対応の適切性 参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホール 及び労災認定基準に関する質問に対する答弁書 に関する再質問に対する答弁書(第一〇八号) (第一〇九号)

参議院議員浜田聡提出社会保険料の事業主負担 に関する政府見解の整合性に関する再質問に対 する答弁書 第 一〇号)

> バック対策の在り方に関する質問に対する答弁 参議院議員浜田聡提出AV出演に係るスカウト る再質問に対する答弁書 府による言論規制を取り決めたとの指摘に関す 的・文化交流対話において言論空間における政 参議院議員浜田聡提出第二回日中ハイレベル人 関する質問に対する答弁書(第一一二号) 理に関する仕組みがNHKに存在しない問題に 参議院議員浜田聡提出歴史的に重要な文書の管 (第一一四号) (第一一三号)

の券面デザインに関する質問に対する答弁書 参議院議員齊藤健一郎提出マイナンバーカード (第一一五号)

## 報告書提出

審查報告書 の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号) 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 五月十三日委員長から次の報告書を提出した。

の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 医薬品、医療機器等の品質、 (閣法第一五号) 審査報告書 有効性及び安全性

## 参議院規則の一部改正

改正した。 五月九日本院は次のとおり参議院規則の 一部を

定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「特 七号)第三条第一項に規定する重要経済安保情報 保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十 る。 参議院規則の一部を次のように改正する。 第百八十一条の三第一項中「以下同じ。)」の下 「又は重要経済安保情報 参議院規則の一部を改正する規則 (重要経済安保情報の

は重要経済安保情報 一百三十六条中 「特定秘密」 を加える。 の下に 「若しく

誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律 (令和七年法律第三十四号) の施行の日から施行 この規則は、 国会法及び議院における証人の宣

# 参議院情報監視審査会規程の一部改正

会規程の一部を改正した。 五月九日本院は次のとおり参議院情報監視審査

参議院情報監視審査会規程の一部を改正す

参議院情報監視審査会規程の一部を次のように

の保護及び活用に関する法律政における重要経済安保情報 を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経 う。)及びその解除、適性評価(重要経済安保情報 済安保情報の指定(同項の規定による指定をい用に関する制度の運用を常時監視するため重要経 十七号。以下この条において「重要経済安保情報 う。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、 改正する。 政機関の長」を加える。 らの特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」 合事業者の認定をいう。)の状況について」を、「か安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適いう。)の実施並びに適合事業者の認定(重要経済 保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価を 要経済安保情報をいう。以下同じ。)の保護及び活 保護活用法」という。)第三条第一項に規定する重 済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行 「状況について」の下に「調査するとともに、行っ。」を加え、一同注」を「牛気利料」を「おきない」である。 「。以下この条において「特定秘密保護法」と 第一条中「平成二十五年法律第百八号」の下に (令和六年法律第二

定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加え、第四条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「特 を加える。 め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」 同条第二項中 「部分及び」を 「部分並びに」に改

重要経済安保情報」を加える。第五条第二項中「特定秘密」 の 下 に 「若しくは

安保情報」を加える。 第十一条中「特定秘密」の下に「及び重要経済

報」を加える。 む。)中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情む。)中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情 第十八条の見出し及び第二十条 (見出しを含

くは重要経済安保情報」を加える。 第二十五条第二項中「特定秘密」 の下に 一若し

は重要経済安保情報」を加える。の見出し及び同条第一項中「特定秘密」の下に「又 第二十七条 (見出しを含む。)並びに第二十八条

誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律 (令和七年法律第三十四号) の施行の日から施 この規程は、 国会法及び議院における証人の

# 参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程 参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程は、

参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程 令和七年五月九日次のとおり決定され

(平成)

参議院情報監視審查会事務局規程 二十七年三月十九日事務総長決定) の一部を次のように改

規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

どる。	局」という。)は、次に掲げる事務をつかさ	第一条 情報監視審査会事務局(以下「事務	(所掌事務)	改 正 後
どる。		第一条 情報監視審査会事務局(以下「事務	(所掌事務)	改正前

に関すること。 特定秘密及び重要経済安保情報の保管

兀

特定秘密の保管に関すること。

(略)

<u>\$</u>

略

第二条・第三条

事 第四条 事務局長その他事務局の職員は、 五・六

第二条・第三条 五・六

(事務局長等の任命)

第四条 事務局長その他事務局の職員は、 (事務局長等の任命)

報監視審査会の事務を行った場合に特定秘第一項の規定に基づく適性評価において情 ないと認められた者に限る。)の中からこれ 密及び重要経済安保情報を漏らすおそれが 務総長が参事(国会職員法第二十四条の四

官

#### 第五条 略

第五条

略

限る。)の中からこれを命ずる。

密を漏らすおそれがないと認められた者に | | 報監視審査会の事務を行った場合に特定秘 第一項の規定に基づく適性評価において情 務総長が参事(国会職員法第二十四条の四

備考

表中の

の記載は注記である

この規程は 附 則 令和七年五月十六日から施行する。

## 事 動

閣

(大臣官房参事官) 財務事務官 財務大臣政務官 藤井 大輔

総務代理たる日本政府代表代理を命ずる 欧州復興開発銀行総務会第三十四回年次会合臨時(欧州復興開発銀行理事) 同 日置 重人 期間は令和七年五月二十九日までとする(各通)

(五月十三日)

## 最高裁判所

仙台高等裁判所判事に補する 福島家庭裁判所判事・福島簡 大嶋

洋志

仙台簡易裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する 東京家庭裁判所判事・東京簡

福島家庭裁判所長を命ずる 福島家庭裁判所判事に補する 福島簡易裁判所判事に補する

田口

治美

部の事務を総括する者に指名する 東京家庭裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡

名古屋地方裁判所判事に補する 名古屋簡易裁判所判事に補する

屋家庭裁判所判事・半田簡易 名古屋地方裁判所判事兼名古

名古屋簡易裁判所判事に補する 名古屋地方裁判所半田支部勤務を免ずる 名古屋家庭裁判所判事の兼補を免ずる

小池あゆみ

東京地方裁判所判事・東京簡

東京地方裁判所判事に補する 易裁判所判事 中野

琢郎

部の事務を総括する者に指名する(以上四月二十

六旦)

東京地方裁判所判事・東京簡 易裁判所判事 伊藤

孝至

兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する 新潟地方裁判所判事に補する

新潟簡易裁判所判事に補する 神戸地方裁判所判事・神戸簡

高知家庭裁判所判事に補する 易裁判所判事 植田

類

高知簡易裁判所判事に補する(以上四月三十日) 兼ねて高知地方裁判所判事に補する

東京家庭裁判所判事・東京簡

事

易裁判所判事 砂古

剛

紺綬褒章

裁判所判事 内山真理子

屋家庭裁判所判事・一宮簡易 名古屋地方裁判所判事兼名古 裁判所判事 健司

名古屋家庭裁判所半田支部長を命ずる 名古屋地方裁判所半田支部勤務を命ずる 半田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する 半田簡易裁判所判事に補する 名古屋家庭裁判所半田支部勤務を命ずる 名古屋家庭裁判所一宮支部勤務を免じ 名古屋地方裁判所半田支部長を命ずる 名古屋地方裁判所一宮支部勤務を免じ 者に指名する

仙台簡易裁判所判事に補する 郡山簡易裁判所判事 佐藤

裕義

浜松簡易裁判所判事に補する(五月七日) 郡山簡易裁判所判事に補する 東京簡易裁判所判事 東京簡易裁判所判事 (以上五月一日) 中山 隆弘 正則

○定年退官

年退官 簡易裁判所判事三木健治は四月二十九日限り定

本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡 易裁判所判事も退官となる 簡易裁判所判事瀬戸口洋治は五月九日限り定年 判事兼簡易裁判所判事岸本寛成は五月二日限り

## 褒

賞

年四月二十三日、紺綬褒章を授かった者又は贈与 された者は、 公益のため多額の私財を寄附したので、 次のとおりである。 令和七

山上 大庫 篠塚 福田 酒井富美子 明善 大地 良子 川田 高橋 山路 横山 坂口 渡邊 章乃 昭芳 美鈴 康子 秀樹 直樹 孟 藤田 高橋 野口 鎌田 奥山 河野 海老根智仁 高木ヒロ子 秀行 佳子 和枝 竜也 元昭 収

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける(各通) 網頭まり子 アメリカ合衆国人 ロバート 田中ふさ子 渡邊 義人 古賀クニ子

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

る

る

## 紺綬褒章並びに賞杯

者は、次のとおりである。年四月二十三日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった 公益のため多額の私財を寄附したので、 鈴 渕 木 上 次のとおりである。 白橋ひとみ田上 正輝 小村あゆみ 眞五 令和七

紺綬褒章飾版 褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条に より木杯一組台付を授ける(各通) 綾子 右文 令和七

た者は、 年四月二十三日、紺綬褒章に付する飾版を授かっ 公益のため多額の私財を寄附したので、 次のとおりである。

版一個を授ける(各通) 藤林フミヨ 大場 利利 下服 弘康 藤林フミヨ 大場 利利 青中藤山田田 桂 南 田 重貞司琴明信男奇子裕 藤大黒和岩 林隅木田崎 フ 義 佳哲 ヨー勉子也 木平 哲弘 也子 永濱野池山田口田 石井 克幸 泰 要 助 美 祐文 久

褒章条例第三条第一 版三個を授ける | 項により紺綬褒章に付する飾|

版一個を授ける褒章条例第三条第二 一項により紺綬褒章に付する飾四方 祥樹

# 紺綬褒章飾版並びに賞杯

官

杯を授かった者又は贈与された者は、 年四月二十三日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞 公益のため多額の私財を寄附したので、令和七 次のとおり

松 松井 永 利 道 夫 幸 毒島 秀憲 行次

版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授け褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾

授ける 版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を 褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾鈴木 孝行

贈与する版三個並びに同第五条により木杯一組台付二個を 褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾 大韓民国人 姜 昇旭

版一個並びに同第五条により木杯一組台付を受す。褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾 寛之

|年四月二十三日、褒状を授かった者は、次| 公益のため多額の私財を寄附したので、 褒状 りである。 褒状を授かった者は、次のとお 令和七

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション オカダアイヨン株式会社 興和株式会社

クラスメソッド株式会社 株式会社オフィス並木 株式会社合同資源 株式会社寺岡精工

株式会社中央綜合警備保障 株式会社わかさ生活 株式会社タムラ

トレンドマスター株式会社 京都府民共済生活協同組合

株式会社山越

新潟冷蔵株式会社 大倉産業株式会社 褒章条例第二条により褒状三枚を授ける

株式会社RS Technologies 株式会社CSオートディーラー

株式会社ワールド

株式会社ビジネスナビゲーション 株式会社実業之日本総合研究所 株式会社エースパック

株式会社オヤマ 米沢信用金庫

株式会社マノサリー

医療法人社団ヤマナ会 一昌物産株式会社

般社団法人福岡県古民家再生協会 たんぽぽ薬局株式会社 カツデン株式会社 金属株式会社 株式会社勝山

マスターカード・ジャパン株式会社

東和工業株式会社

株式会社イチケン

株式会社シンコウ電気商会

日本パトロール株式会社シフトプラス株式会社

東毛福祉事業協同組合 株式会社エイブル

オタフクソース株式会社 般財団法人竹田健康財団

株式会社カマタ 白河信用金庫

株式会社リンクス・ビルド JCRファーマ株式会社ウエルシア薬局株式会社内藤株式会社 株式会社ADEKA

ティブシステムズ株式会社マザーサンヤチヨ・オートモー SBテクノロジー株式会社

アクアス株式会社 アリアクアス株式会社 高知信用金庫 高知信用金庫

株式会社グロービス

株式会社常陽銀行 睦月電機株式会社

株式会社ファウンテック 株式会社ネットワー 株式会社ヤマト実業

褒章条例第二条により褒状を授ける(各通) 株式会社アイザック

ートナーズ株式会社、ロービス・キャピタル・

御祝電 対し御答電を発せられた。 下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、

五月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられ 天皇陛下は、パラグアイの独立記念日につき、

### 庁 報 告

た。

官

#### 官 庁 事 項

# 船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示

の登録を更新したので、同法第百条の二十八第一号の規定により、 船員法第百条の十三第二項で準用する同法第百条の十二の規定に基づき、 公示する。 国土交通大臣 次のとおり登録検査機関 中野

令和七年五月十五日

登録有効期間

登録検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 令和十年五月八日まで

American Bureau of Shipping

1701 City Plaza Drive, Spring, TX77389 USA

会長 Christopher J. Wiernicki

検査を行う事業所の名称及び所在地

今治事業所	神戸事業所	横浜(関東)事業所	日本地区代表事務所	名称
愛媛県今治市常盤町四丁目4番6号	兵庫県神戸市中央区雲井通七丁目1番1号	神奈川県横浜市神奈川区栄町1番1号	神奈川県横浜市神奈川区栄町1番1号	所
4番6号	七丁目1番1号	町1番1号	町1番1号	在
				地

## 追賞褒状

りである。 年四月二十三日、 公益のため多額の私財を寄附したので、 褒状を授かった者は、 次のとお 令和七

褒章条例第六条により褒状を授ける 故高橋正徳遺族 高橋

### 皇 室 項

御見舞電報及び御答電

東日本大震災十四周年につき、

ガボン大統領閣

これに

		2	<b>令和</b>	1 7	<b>7</b> 年	F 5	5 月	1	5	日	į	木曜日	1			乍	7			幸	ζ					第	§ 1	4	64	1 号	<u>1</u>					1	0
令和七年五月十五日	その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。	成と言定けることにいこので、司条尊三頁の見定によづきて道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の		面の縦の覧の場の所の北海道開発局及びリの作用の目前の非一の第二を発言が言い	占用の制限の開始の期日	は、古月を 帯 図 する 西 由 「緊急軸送途路の占月を帯図することにより」 災害が発生した場合には、古月を 帯 図 する 西 田 「緊急軸送途路の占月を帯図することにより」 災害が発生した場合に	「古月を1別長する理白「巻魚翁巻筆各り5月を列見するここに)、「は一この限りており	111	ていた。「一旦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	れた電柱の更新又は移設によるものを除く。)	制限の対象とする占用物件(新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用	森林管理署一二〇六林班は小班まで二〇六林班は小班地先から同村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志北海道古宇郡光村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一	区 区 域	占用を制限する区域	(二) 路 線 名 二百二十九号	道路の種類	令和七年五月十五日	七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。	指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次	路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の		図面縦覧場	始の期日の和七年五月十五日	おける被害の拡大を防止するため。	<ul><li>田 店 用 を 制 限 す る 理 由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合にに、この降いてない。</li></ul>	<b>は、こり艮)ごよゝ。</b> 敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路(		制限の対象とする占用物件「新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用す事事」「一〇フネーサト	尊	1. 日の存得のである。 「「「「」」 「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	月を削退する	が	和七年五月十五日	その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧	区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。	
人樋口勝男の後任を命ぜられた。		静岡地方法	田治の後任を命ぜら公言)に任命され	-	\ P. 它だられた。 【記 色だられた。	一角即がたちが行属な匠(別日合は負にに)な「公証人を免ぜられた。(四月三十日)	京都地方法務局所属公証人齋木稔久は願により 属公証人澤田正史の後任を命ぜられた。	公証人任免	法務		を一は一図 面 縦 覧 場 所 北毎道開発局及び司局釧路開発建設部を一は 2月の帯隊の伊如の其日 今和七年五月十五日	に用う削限の開始の別用 合口に至近にと用 を 帯 阪 す る 珥 由 「緊急輸送道路	は、この限りでない。	地外に	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の	認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)	制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を	糠郡白糠町茶路基線一五	区 域 備 考	三 占用を制限する区域	各最泉	道路の種類一般国道	五月十	その関係図面は、令和七年五月	区域を指定する。	(- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	□   図   面   縦   覧   場   所   北毎道開発局及び司局釧路開発建設部の    ▽   2月の俳関の   東の   月   7末   42 月   17日   17日   18日   18	5月0別長の桐台の明日	を   田 占 用 を 制 限 す る 理 由 「緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に	は、この限りでない。	敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の		番三から同市阿寒町飽別基線一六番一○まで	区	三 占用を制限する区	⇒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

袁園 平成元年10月17日生

住所 千葉県成田市

住所 千葉県成田市

住所 札幌市東区 レンソ・エドアルド・ラミレス・ウルテアガ 平成9年6月24日生 住所 福岡市博多区 金明仁 平成2年8月25日生 住所 大阪市西区 レイ・ウエン・フ 昭和62年3月17日生 住所 東京都大田区 サミル・イブラジッチ 昭和51年8月5日生 ティン・イッセイ・イブラジッチ 平成21年11 月30日生 ミナ・イブラジッチ 平成26年12月1日生 住所 東京都世田谷区 李晰 昭和61年7月1日生 住所 東京都世田谷区 周君佩 昭和58年3月9日生 住所 東京都世田谷区 サラシュール・モハッマド・ハディ 平成元年 9月21日生 住所 東京都八王子市 ナヴィッド・ミール 昭和41年12月19日生 住所 東京都足立区 ノワク・スベトラーナ・ウラジミロフナ 昭和 63年10月22日生 | 住所 東京都中央区 吴菙章 平成4年6月6日生 住所 東京都立川市 王巧年 平成3年2月16日生 住所 横浜市戸塚区 李官融 昭和45年8月17日生 住所 東京都豊島区 戴士翔 昭和63年10月3日生 住所 東京都港区 金千景 平成6年11月23日生 住所 東京都武蔵野市 林御心 平成6年7月4日生 住所 東京都江東区 ゴラ・ユリヤ・エフゲニエフナ 昭和58年8月 27日生 住所 東京都大田区

ディパク・ゴタム 平成3年11月1日生 ディワン・ゴタム 令和4年10月4日生 金美子 昭和32年3月12日生

住所 大阪府東大阪市 黄彬紅 平成4年9月20日生 住所 兵庫県姫路市 夏文 昭和43年3月11日生 住所 大阪市都島区 韓三枝子 昭和57年3月4日生 住所 福井市 ラズ・バンダリ 平成9年8月29日生 住所 沖縄県国頭郡本部町 カハタピティヤゲー・ウダーニ・ワーサナ 平 成5年11月1日生 住所 大分県別府市 スレス・パラサド・ラミシアネ 平成4年1月 30日生 住所 熊本市中央区 ベッカー・サヨコ・マツモト 昭和24年3月26 日生 住所 熊本市東区 ヨシオカ・タカトキ 昭和17年8月24日生 住所 埼玉県川口市 王昱翔 平成2年3月20日生 住所 埼玉県川口市 牛暁峰 平成7年4月29日生 住所 千葉市中央区 孟玲 昭和53年8月1日生 住所 大阪府泉大津市 馮浩聲ローレンス 昭和48年1月21日生 住所 東京都練馬区 ヘナン・ミゲル・キリタニ 平成2年8月30日 住所 埼玉県和光市 サビナ・アレ 平成4年8月19日生 住所 さいたま市見沼区 マリコ・バウティスタ 平成8年2月22日生 住所 千葉県印西市 張麗燕 昭和62年8月27日生 住所 福島県西白河郡泉崎村 アカネ・シライシ・スズキ 平成13年12月8日 生 住所 福井県敦賀市 唐珠娟 昭和60年10月25日生 住所 東京都墨田区 崔吉希 平成6年6月26日生 住所 東京都豊島区

住所 東京都練馬区 古興叢笑 平成5年2月10日生 住所 静岡市清水区 マリミゲ・クシャン・シャッミカ・フェルナン ド 平成5年6月21日生 住所 東京都世田谷区 宋時雲 平成元年7月26日生 住所 東京都新宿区 スラズ・タマン 平成4年2月28日生 住所 山梨県中巨摩郡昭和町 山丸よし子 昭和8年12月28日生 徐眞智子 昭和32年7月18日生 住所 山梨県中巨摩郡昭和町 徐信一 昭和30年8月12日生 住所 山梨県中巨摩郡昭和町 徐みなり 昭和45年12月17日生 住所 静岡県富士宮市 **デャヤウィラ・パタバディゲ・ターラカー・ハ** ルシャニー 平成5年11月25日生 住所 東京都港区 呉鳳燕 昭和57年12月21日生 住所 東京都品川区 刁小塑 平成7年6月15日生 住所 福岡市中央区 ヤスヒロ・アレックス・ヒラノ 昭和63年10月 25日生 住所 愛知県岡崎市 ヘッチゲ・サシカ・サンダケルマ・ペレラ 平 成4年1月8日生 住所 東京都品川区 ブルノ・タケシ・オオシロ・アギラル 昭和61 年10月7日生 住所 兵庫県淡路市 ラム・ドック・チ 平成12年12月12日生 住所 東京都江戸川区 池宥林 平成4年10月6日生 住所 東京都世田谷区 李星星 昭和59年11月12日生 李美智 令和2年11月8日生 住所 東京都葛飾区 戴空白 昭和60年8月31日生 住所 東京都江戸川区 パトリシア・チャン・バナアゲ 昭和61年6月 24日生

#### <4 #11 ■

#### 計

#### 工場財団

北海道函館市富岡町一丁目2番1号道南水力発 電合同会社の工場財団に北海道函館市臼尻町721 番地1渡島東部管理区10林班98小班磯谷川第一発 電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係 る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は 仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し 出て下さい。

令和7年5月15日

函館地方法務局八雲支局

#### 公示送達

社会保険審査会令和6年(厚)第591号再審査 請求事件(請求人 江口 紀)に関し、社会保 険審査会は、社会保険審査官及び社会保険審査会 法第36条の規定に基づき、頭書再審査請求事件の 審理の期日及び場所を、下記のとおり定めたので 通知する。

日時 令和7年6月12日(木)13時20分から 場所 厚生労働省社会保険審査会審理室 (東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォート

タワー8階)

令和7年5月15日 社会保険審査会委員長

#### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。 令和7年5月15日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

- 1 処分をした年月日 令和7年3月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 レジル株式会社 丹 治 保積 大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38 国土交通大臣許可(特一3)第22158号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し(電気工事業に関する特定建設業 の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月7日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による全部の業種に係る 廃業の届出があり、このことが同法第29条第1 項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。令和7年5月15日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

- 1 処分をした年月日 令和7年3月12日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 阪南土建株式会社 植囿 幸治 大阪府泉南市幡代1-32-10 国 土交通大臣許可(般特-6)第21008号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し (消防施設工事業に関する一般建 設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月12日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による一部の業種に係る 廃業の届出があり、このことが同法第29条第1 項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。令和7年5月15日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

- 1 処分をした年月日 令和7年3月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所 の所在地及び許可番号 IHARA FURNACE 株式会社 井原 昌吾 大阪府大阪市北区本庄 東3-5-21 国土交通大臣許可(特-2)第 4771号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し (管工事業に関する特定建設業の 許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月18日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による一部の業種に係る 廃業の届出があり、このことが同法第29条第1 項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。令和7年5月15日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

- 1 処分をした年月日 令和7年3月31日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 株式会社エス・エル 岸本 進 大阪府大阪市福島区野田5-17-22 国土交通大臣許可(特-5)第5788号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し (電気工事業に関する特定建設業 の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月31日 付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による一部の業種に係る 廃業の届出があり、このことが同法第29条第1 項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月15日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

- 1 処分をした年月日 令和7年3月31日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 株式会社河野店舗設 計室 佐藤 英仁 大阪府大阪市中央区博労町 1-8-2三共堺筋本町ビル10階 国土交通大 臣許可(般-4)第26743号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し(内装仕上工事業に関する一般建 設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月31日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による全部の業種に係る 廃業の届出があり、このことが同法第29条第1 項第5号に該当する。

#### 相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和7年(家)第7002号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株 式会社

本籍千葉県匝瑳市八日市場イ2191番地7、最後の住所千葉県匝瑳市八日市場イ2191番地7、死亡の場所千葉県香取市、死亡年月日令和4年12月18日、出生の場所北海道新冠郡新冠村、出生年月日昭和41年8月24日、職業不明

被相続人 亡 荒木 勝久

事務所千葉市中央区中央4丁目10番11号Ai ビル3階 コンセイユ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 市川 剛 催告期間満了日 令和7年12月18日

新潟県三条市西裏館2丁目6番2号

千葉家庭裁判所八日市場支部

#### 令和7年(家)第2018号

申立人 三条土地建物株式会社 本籍新潟県三条市西裏館1丁目91番地、最後 の住所新潟県三条市西裏館1丁目8番5号、 死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日平成27 年2月9日、出生の場所新潟県南蒲原郡三條 町、出生年月日昭和元年12月27日、職業不詳 被相続人 亡 佐藤 昭語

事務所新潟県三条市旭町2丁目2番35号平山 騰也法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平山 勝也 催告期間満了日 令和7年12月17日

新潟家庭裁判所三条支部

#### 令和7年(家)第30038号

静岡市葵区追手町5番1号

申立人 静岡市長 難波 喬司

本籍静岡県静岡市葵区田町4丁目90番地、最後の住所静岡市葵区桜町1丁目7番15号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和3年3月21日頃から31日頃までの間、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和26年11月19日、職業不詳

被相続人 亡 吉田 裕二 静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 トーカイビル4階 ときわ綜合法律事務所 相続財産清算人 石川 茂吏 催告期間満了日 令和7年12月4日

静岡家庭裁判所

#### 令和7年(家)第20052号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 申立人 株式会社日本政策金融公庫 本籍静岡県浜松市北区引佐町谷沢791番地、 最後の住所浜松市北区引佐町井伊谷1703番地 の8、死亡の場所静岡県浜松市北区、死亡年 月日令和5年3月24日、出生の場所静岡県引 佐郡奥山村、出生年月日昭和17年8月4日、 職業電器店経営

被相続人 亡 野沢 議一

浜松市中央区中央1丁目3番6号浜松イーストセブン207号室 浜松エトワール法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中野江里香 催告期間満了日 令和7年12月12日

#### 静岡家庭裁判所浜松支部

#### 令和7年(家)第30087号

千葉県八千代市八千代台西9丁目20番17号 申立人 河内 裕子

本籍千葉県千葉市中央区寒川町 3 丁目111番地、最後の住所千葉市花見川区畑町591番地1特別養護老人ホーム花見川フェニックス、死亡の場所千葉県千葉市花見川区、死亡年月日令和6年8月5日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和23年1月15日、職業無職被相続人亡 高橋百合子

千葉県八千代市八千代台西9丁目20番17号 相続財産清算人 社会福祉士 河内 裕子 催告期間満了日 令和7年12月18日

千葉家庭裁判所

#### 令和6年(家)第20083号

千葉県木更津市畔戸1350番地28 申立人 農事組合法人アクア緑菜農園 本籍千葉県木更津市畔戸239番地、最後の住 所千葉県木更津市畔戸239番地、死亡の場所 千葉県君津市、死亡年月日令和2年12月30日、 出生の場所千葉県木更津市、出生年月日昭和 27年12月19日、職業無職

被相続人 亡 松本 和俊 事務所千葉県君津市東坂田3丁目5番15号 富士ヴィレッジ202 一法師法律事務所 相続財産清算人 弁護士 一法師拓也 催告期間満了日 令和7年12月8日 千葉家庭裁判所木更津支部

#### 令和7年(家)第30046号

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 申立人 船橋市

本籍千葉県船橋市前原東6丁目13番、最後の住所千葉県船橋市前原東6丁目13番3号、死亡の場所千葉県習志野市、死亡年月日令和4年10月13日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和45年6月18日、職業不詳

被相続人 亡 穐葉 嘉則

事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号船橋 スカイビル4階 船橋本町法律事務所 相続財産清算人 弁護士 本橋 瞳美 催告期間満了日 令和7年12月18日

千葉家庭裁判所市川出張所

#### 令和6年(家)第71621号

東京都中野区上高田1丁目31番6号東洋ビル401

申立人 石田 一夫

本籍東京都葛飾区新小岩3丁目1600番地、最後の住所東京都葛飾区新小岩3丁目21番3号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和3年9月7日、出生の場所東京府南葛飾郡奥戸村、出生年月日大正14年1月2日、職業無職

被相続人 亡 福島とみ子 事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 新日石ビル10階 田辺総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 伊藤 英之 催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

#### 令和6年(家)第72381号

東京都足立区青井2丁目10番18号 申立人 株式会社高佐

国籍韓国、最後の住所東京都足立区弘道1丁目17番18-110号、死亡の場所不明、死亡年月日推定西暦2023年12月11日、出生の場所不明、出生年月日西暦1943年6月14日、職業不明

被相続人 亡 **閔** 昌植(浜崎昌植) 事務所東京都千代田区四番町6番11号エル フェ四番町301区 新都総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 板橋 喜彦 催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

#### 令和7年(家)第70002号

埼玉県さいたま市大宮区宮町5丁目32番地ス ターヒルズ502

申立人 山田 美穂

本籍東京都文京区向丘1丁目66番地、最後の住所東京都文京区向丘1丁目9番5号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和5年12月4日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和27年9月25日、職業無職

被相続人 亡 濱野 敬

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所相続財産清算人 弁護士 河西 一実催告期間満了日 令和7年12月1日東京家庭裁判所

#### 令和7年(家)第70040号

東京都豊島区上池袋4丁目18番16号 申立人 荒井 教康

号、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日 令和2年12月18日、出生の場所東京都本所区、 出生年月日昭和19年2月14日、職業不詳 被相続人 亡 上野 勲 事務所東京都千代田区神田司町2丁目7番地 福禄ビル5階クラース東京法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大澤美穂子 催告期間満了日 令和7年12月1日

本籍東京都豊島区上池袋4丁目2329番地、最

後の住所東京都豊島区上池袋4丁目17番8

東京家庭裁判所

#### 令和7年(家)第70337号

東京都足立区西新井本町2丁目6番10号申立人 今関いずみ

本籍東京都荒川区南千住1丁目45番地、最後の住所東京都荒川区南千住8丁目3番5-206号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和6年12月13日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和29年5月3日、職業無職被相続人 亡 木村 則雄

事務所東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング森・濱田松本法律 事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 梅本 麻衣 催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

#### 令和7年(家)第7023号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国

本籍長野県中野市大字上今井2619番地ロ号の 1、最後の住所長野県中野市大字岩船292番 地1グループホームなかの、死亡の場所長野 県中野市、死亡年月日令和4年7月12日、出 生の場所長野県飯山市、出生年月日昭和4年 6月1日、職業不明

被相続人 亡 神田キクイ 長野市早苗町30番地1アスモア法律事務所 相続財産清算人 弁護士 宮下 和貴 催告期間満了日 令和7年11月25日

長野家庭裁判所

#### 令和7年(家)第7024号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国

本籍長野県長野市大字高田2410番地50、最後の住所長野市大字高田2410番地の50、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日平成23年5月17日頃、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和38年6月18日、職業不明

被相続人 亡 神田 俊彦

長野市妻科422番地弁護士法人宮澤法律事務 所

相続財産清算人 弁護士 岩下 弘毅 催告期間満了日 令和7年11月25日

長野家庭裁判所

#### 令和7年(家)第7079号

名古屋市北区上飯田通3丁目7番地ユーハウスト飯田1階

申立人 安藤 直子

本籍愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地186、 最後の住所愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番 地186、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月 日令和6年7月1日、出生の場所愛知県東春 日井郡旭村、出生年月日昭和17年3月6日、 職業無職

被相続人 亡 上田 政子 事務所名古屋市中村区名駅 3 丁目25番 9 号堀 内ビル4 階 小川総合法律特許事務所 相続財産清算人 弁護士 久保 明愛 催告期間満了日 令和7年12月2日 名古屋家庭裁判所

#### 令和7年(家)第7159号

名古屋市中区丸の内3丁目5番10号 申立人 弁護士法人名城法律事務所 本籍名古屋市北区平安1丁目11番、最後の住 所名古屋市北区大曽根4丁目16番12号 イナ ガキビル401号、死亡の場所名古屋市北区、 死亡年月日令和6年4月23日、出生の場所名 古屋市千種区、出生年月日昭和22年11月13日、 職業無職

被相続人 亡 日下 一夫 事務所名古屋市中区丸の内2丁目19番25号 MS桜通7階 弁護士法人片岡法律事務所 相続財産清算人 弁護士 高木 誠之 催告期間満了日 令和7年12月2日 名古屋家庭裁判所 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号 申立人 熊取町

本籍愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1282番地、最後の住所大阪府泉南郡熊取町小垣内1丁目12番10号、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成30年11月25日、出生の場所愛媛県北宇和郡畑地村、出生年月日昭和26年3月7日、職業不明

被相続人 亡 加賀田眞人

令和7年(家)第2029号

大阪市中央区大手前 1 — 7 — 31 OMMビル 5 階

相続財産清算人 弁護士 長谷部圭司 催告期間満了日 令和7年12月16日 大阪家庭裁判所岸和田支部

#### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

#### 令和6年(家)第3784号

横浜市神奈川区斎藤分町43番9号 申立人 平野えり子

本籍神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町43番、 最後の住所横浜市神奈川区斎藤分町43番9号 不在者 平野 洋一

昭和26年11月29日生

届出期間満了日 令和7年6月25日

横浜家庭裁判所

#### 失踪宣告取消

#### 令和7年(家)第1号

本籍神奈川県横浜市旭区中希望が丘222番地、 住所千葉県四街道市大日2132-4 四街道老 人ホーム

申立人(失踪者) 有山 静江 昭和23年2月1日生

令和7年4月16日失踪宣告取消審判確定 千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

#### 令和6年(家)第6973号

本籍東京都小平市回田町249番地、住所東京都台東区谷中3-21-9コーポ田中101申立人(失踪者) 大舘キミ子昭和21年11月11日生

令和7年4月16日失踪宣告取消審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官

#### 令和6年(家)第2178号

本籍東京都豊島区巣鴨2丁目60番地、住所名 古屋市緑区大高町字神戸3番地3 明正大高 寮1303

申立人(失踪者) 狩野 公一 昭和32年5月26日生

令和7年4月15日失踪宣告取消審判確定 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

#### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有 価証券について公示催告をしたところ、定められ た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣 言する。

#### 令和6年(へ)第2号

千葉県我孫子市東我孫子2丁目36番59号 申立人 中西 秀子

権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月18日 令和7年4月21日 松戸簡易裁判所

(別紙) 目 録

小切手 1 涌

小切手番号 Y01856

金額 1,000,000円

支払人 持参人

支払地 千葉県我孫子市

振出日 平成29年3月22日

振出地 千葉県我孫子市

振出人 中西 秀子

最終所持人 申立人

#### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和6年(フ)第32号

千葉県鴨川市天津1364番地3 債務者 有限会社アルガマリーナ 代表者取締役 金高いとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時30 | 令和7年(フ) 第207号
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後2 時

千葉地方裁判所館山支部破産係

#### 令和6年(フ)第38号

千葉県鴨川市天津1272番地 債務者 有限会社金髙産業 代表者取締役 金高いとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後2

千葉地方裁判所館山支部破産係

#### 令和7年(フ)第9号

千葉県館山市八幡341番地7 債務者 株式会社カネイチ 代表者代表取締役 岡本 康治

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大島 繁幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後2 時30分

千葉地方裁判所館山支部破産係

#### 令和6年(フ)第2086号

神奈川県大和市福田6丁目1番地11リバーサ イドハイツB202号

債務者 株式会社OCTA 代表者代表取締役 鈴木 元貴

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猪本 芳子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前11 時50分

横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第55号

福島市北矢野目字樋越1番地 債務者 福央青果株式会社 代表者代表取締役 坂田 竜二

- 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 和久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1 時30分

福島地方裁判所

#### 令和7年(フ)第225号

神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目19番32号 債務者 有限会社アクト

代表者取締役 石井 基

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 露木 誠也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11

横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和7年(フ)第229号

神奈川県厚木市七沢1826番地 債務者 有限会社ホテル七沢 代表者取締役 中村 典子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 琢磨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2 時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和7年(フ)第239号

神奈川県足柄下郡箱根町湯本711番地 債務者 株式会社箱根観光旅館協会 代表者代表取締役 櫻井 昭弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中根 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10

横浜地方裁判所小田原支部民事部

東京都世田谷区野沢4丁目1番7-1303号 債務者 合同会社SPECT MORALia 代表者代表社員 早田 泰章

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河合 郁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1 時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和7年(フ)第707号

北海道石狩郡当別町太美町1480番地15 債務者 株式会社キョウドウ 代表者取締役 六角しのぶ

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲川 貴之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月19日午前10 時30分

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第231号

静岡市葵区城北2丁目14番28号 債務者 株式会社相羽建設 代表者代表取締役 相羽 恭宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 悠理
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月18日午前10

静岡地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(フ)第67号

静岡県沼津市大岡2391番地の34 債務者 株式会社ARCATH 特別代理人 西宮由希子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅田 欣一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

#### Ŋ

#### 令和7年(フ)第480号

福岡市東区松島1丁目36-15

債務者 株式会社G o o ハウス (旧商号株式会社D E N K E N)

代表者代表取締役 山城 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 碇 啓太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午前11時

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第1834号

大阪府枚方市長尾谷町1丁目67番地の1 債務者 株式会社エテルノ・ヒラカタ 代表者代表取締役 大賀 俊介

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武智 順子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第100号

長崎県長崎市矢上町 9 番12号 債務者 医療法人誠仁会 代表者理事長 大久保紘基

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田雄一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午前10時30分

長崎地方裁判所民事部破産係

#### 令和7年(フ)第397号

仙台市青葉区向田22番26号 債務者 あおば損害調査株式会社 代表者代表取締役 上村謙一郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 新司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午後1時30分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和7年(フ)第126号

香川県高松市鬼無町是竹131番地2 債務者 株式会社えんぴつはうす 代表者代表取締役 安東 弘志

- 1 决定年月日時 令和7年5月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 古川慎一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午後2時 高松地方裁判所民事部破産・再生係

#### 令和7年(フ)第196号

静岡県藤枝市稲川1丁目11番48号 債務者 株式会社ホテルシルビア 代表者代表取締役 菊川 一夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥居 恭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午前10時20分

静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第122号

岡山県笠岡市笠岡2388番地

債務者 株式会社尾山

代表者代表取締役 尾山 望

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新庄 将彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月21日午前11時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

#### 令和7年(フ)第170号

愛知県刈谷市池田町2丁目101番地アイリス ビル2F

債務者 株式会社ACE one 代表者代表取締役 小島 美好

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 大史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後1時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第30号

福岡県大牟田市浜田町20番地8 債務者 株式会社ワークアシスト 代表者代表取締役 小島 公之

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 哲郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午前10時

福岡地方裁判所大牟田支部

#### 令和7年(フ) 第1684号

大阪府東大阪市瓢箪山町18番23号 債務者 株式会社Uテック 代表者代表取締役 上村 善永

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小倉 純正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午後2時

大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1093号

大阪市城東区中央1丁目12番17号 債務者 有限会社タケカラークリエイト 代表者代表取締役 竹内 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 知温 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第56号

福島市瀬上町字腰巻10番地の50 債務者 坂田 竜二

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 和久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福島地方裁判所

#### 令和7年(フ)第200号

神奈川県厚木市旭町5丁目46番6号 センチュリー21厚木302

債務者 阿久津由香里

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 由衣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後2 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和7年(フ)第226号

神奈川県平塚市大島1425番地の13 債務者 石井 基

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 露木 誠也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和7年(フ)第240号

神奈川県小田原市浜町2丁目10番14号 債務者 櫻井 昭弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中根 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和7年(フ)第6号

青森市大字矢田前字本泉2番地28 リゾナー レ本泉101号

債務者 久保田しのぶ

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 理恵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 青森地方裁判所民事部破産係

#### 令和7年(フ)第208号

神奈川県秦野市上大槻589番地の7 上大槻 3号棟 1階

債務者 早田 泰章

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河合 郁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

#### 令和6年(フ)第39号

千葉県鴨川市天津1269番地1 債務者 金髙いとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後2
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係

#### 令和7年(フ)第11号

岩手県二戸市安比字砂子前45番地 債務者 千葉富美子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 14日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

#### 令和7年(フ)第14号

宮城県気仙沼市本吉町石川原23番地1 債務者 尾形 隆

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 桂史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部

#### 令和7年(フ)第14号

山形県最上郡真室川町大字川ノ内1605番1 債務者 高橋 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金山 裕之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 4日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 山形地方裁判所新庄支部

#### 令和7年(フ)第632号

東京都八王子市中野山王2丁目32番12号ピュ ア・V210号

債務者 中嶋 星代

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野真一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 2 日午後 1 時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第662号

東京都清瀬市中清戸5丁目83番地114コーポ 栄103号

債務者 柴田 和子

- 1 决定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂倉 渉太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 2 日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第634号

東京都八王子市松木38番地1サングレイス京 王堀之内コートB212号

債務者 石堂 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 浩幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで

- 5 財産状況報告集会·一般調査·廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 9 日午後 1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第206号

千葉県柏市みどり台5丁目5番16号 パール ハイツ木立47-105号、前住所千葉県柏市み どり台5丁目1番43号

債務者 臼井 和敏

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 计 佐和子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 14日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第681号

東京都小平市学園東町1丁目2番13-501号 債務者 川村 俊一

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田 真明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 11日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(フ)第247号

千葉県柏市豊町2丁目3番18-114号 債務者 古屋 善一

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松川 葉月
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 23日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第311号

千葉県松戸市常盤平3丁目6番地の13 **債務者** 柳沼 一美(旧姓阿部)

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 枝野 緑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 23日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第63号

千葉県山武市木原1925番地8

倩務者 鶴岡 恒三

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永冶 衣理
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 28日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

#### 令和7年(フ)第54号

長野市上松5丁目12番64-202号 県営住宅 湯谷第二団地工号棟

債務者 小林 精二

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木恵里子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 4日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 長野地方裁判所民事部破産係

#### 令和7年(フ)第315号

千葉県松戸市稔台7丁目5番地の3 ハーベ ストコート201号

債務者 森本 優

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 陽
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 28日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第320号

千葉県松戸市小金252番地の11 エクラシア 松戸小金

債務者 澤口 康則

法定代理人成年後見人 高品 惠子

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神保 正宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 28日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第31号

松江市玉湯町玉造1197番地8、住民票上の前 住所松江市玉湯町玉造1309番地

債務者 岩田 诵

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 信之
- 日本 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 29日午前10時
  - 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 松江地方裁判所民事部

#### 令和6年(フ)第387号

千葉県四街道市四街道1552番地33 (アイラン ドK2 105)、前住所千葉県四街道市みそら 3 丁目29番10号

債務者 黒川 陽子(旧姓高澤・多田)

- 1 决定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 5 日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

#### 令和7年(フ)第19号

静岡県菊川市倉沢1392番地の3

債務者 深津 一仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 哲史

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで | 令和6年(フ)第485号
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 1 日午後 1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係

#### 令和7年(フ)第2904号

埼玉県桶川市泉1丁目1-1 GiftⅢ-

債務者 大川 正敬

- 1 决定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 7 日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第1003号

神奈川県高座郡寒川町宮山3030番地4 フォーリストⅢ-101

債務者 原田 巧

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 27日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第308号

千葉県松戸市新松戸東10番地の2 東急ドエ ルアルス新松戸502号

債務者 日向 真人

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 智之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 3 日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

新潟市西区有明町8番1号 小針浜コンドミ ニアム503号

債務者 渡辺 芳昭

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 竜
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 新潟地方裁判所民事部

#### 令和7年(フ)第138号

新潟市西蒲区竹野町2463番地42 債務者 佐藤 正彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩原 一馬
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 新潟地方裁判所民事部

#### 令和7年(フ)第1803号

大阪市東淀川区淡路4丁目1番36-902号 債務者 小倉 愛子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚元 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第78号

愛知県刈谷市大正町5丁目102番地 ハピネ ス201号

債務者 一本堂刈谷高倉店こと 佐野 竜司

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 広有
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第129号

新潟市中央区本町通12番町2750番地 コーポ サイトウ201号、前住所新潟市北区松浜東町 1 丁目 1 番10号

債務者 タイスマイルこと斎藤ラナこと SA ITO LANA

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 哲平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 新潟地方裁判所民事部

#### 令和6年(フ)第42号

兵庫県丹波市春日町棚原1340番地、従前の住 所兵庫県丹波市春日町黒井772番地1 ア ヴァンティ黒井202号

債務者 Rick Shamanこと 矢部

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 兵頭 尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 神戸地方裁判所柏原支部

#### 令和7年(フ)第44号

群馬県太田市宝町150番地1 レオパレスプ ロシードⅡ-107号

債務者 猪野 琢友

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 弓子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 前橋地方裁判所太田支部

#### 令和7年(フ)第57号

栃木県足利市島田町823番地8 債務者 柴崎 貴之

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 昌幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 前橋地方裁判所太田支部

#### 令和7年(フ)第3号

岩手県奥州市江刺梁川字長根277番地1 債務者 高橋 和子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

#### 令和7年(フ)第23号

岩手県奥州市水沢字里鎗7番地6 スプリン グコート105号室、旧住所岩手県奥州市水沢 真城字北塩加羅101番地7 A号

債務者 佐々木琢磨

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

#### 令和7年(フ)第352号

仙台市宮城野区榴岡2丁目3番14-1004号、 従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢 12番地240

債務者 根本 一郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野寺宏一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月29日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和7年(フ)第474号

宮城県名取市飯野坂7丁目4番15-1号 ミ ントハウスA202号、従前の住所宮城県遠田 郡美里町駅東1丁目15番地6 債務者 中澤 大和

- 1 决定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷 遼治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和7年(フ)第24号

山梨県甲斐市岩森1番地1 県営双葉団地B 棟206号室

債務者 岡本 侑樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 謙一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

#### 令和7年(フ)第1465号

大阪府寝屋川市日之出町2番20号 債務者 竹井 良孝

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 昌浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1466号

大阪府寝屋川市日之出町2番20号 債務者 竹井 智美

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 昌浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第117号

岡山市中区倉富463番地4 マ・フォーラム 202

債務者 shiina土建こと 川崎紫維菜 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 (旧姓安井)

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東川 芳美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月6日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第300号

広島市安佐南区八木3丁目37番3-1号 債務者 山本めぐみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 道雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(フ)第100号

熊本県合志市須屋1998番地3 債務者 清水 信男

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向井 飛翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 熊本地方裁判所民事第1部破產再生係

#### 令和7年(フ)第101号

熊本県合志市須屋1998番地3

債務者 清水 浩子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向井 飛翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

#### 令和7年(フ)第35号

山形県米沢市下花沢3丁目1番62号、前住所 山形県米沢市春日2丁目13番6号 コーポわ がつま101号室

債務者 金子 康平

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 3 破産管財人 弁護士 羽生田 智

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月5日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 山形地方裁判所米沢支部

#### 令和7年(フ)第47号

山梨県北杜市白州町横手2728番地2 債務者 込山 章裕

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月6日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

#### 令和7年(フ)第191号

北九州市小倉北区片野4丁目21番8-310号 倩務者 田中 彰

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古谷 友佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第192号

北九州市小倉北区片野4丁目21番8-310号 債務者 田中 雅代

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古谷 友佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第142号

熊本県菊池郡大津町大字杉水3016番地 債務者 中川 裕人

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 彰宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

#### 令和7年(フ)第499号

福岡県大野城市曙町1丁目3番33号 ハイツ ボナンザ102号、前住所福岡県大野城市仲畑 2 丁目12番20号

債務者 上田 涼子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑田 将大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第500号

福岡県大野城市曙町1丁目3番33号 ハイツ ボナンザ102号、前住所福岡県大野城市仲畑 2 丁目12番20号

債務者 上田 雪子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑田 将大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第481号

福岡県糟屋郡宇美町宇美中央4丁目11番11号 第3陽光荘1号、前住所福岡県糟屋郡志免町 別府3丁目9番9-302号

債務者 山城 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 碇 啓太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第632号

福岡県福津市花見が浜1丁目9番23号、前住 所横浜市南区別所中里台7番9号 ヒルサイ ド201

債務者 藤 義将

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅本 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ) 第180号

北九州市小倉北区高坊1丁目12番8-401号 債務者 ファミリアこと 坂本 俊一

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上地 和久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月9日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第205号

名古屋市中村区亀島2丁目3-3 T's Residence Nagova603、住 民票上の住所愛知県刈谷市今岡町日向113番 地

債務者 黒岩 英二

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 大史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第77号

福岡県うきは市吉井町宮田526番地1 **債務者** 江藤 司

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 花田 弘美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部

#### 令和7年(フ)第113号

福岡県久留米市北野町十郎丸2094-1、住民 票上の住所福岡県久留米市高良内町1002番地 5

#### 債務者 井手 優

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部裕太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部

#### 令和6年(フ)第2233号

福岡県朝倉市甘木1212-1 優トピアハイツ A202号、申立時の住所福岡県朝倉郡筑前町 山隈1454番地28

債務者 諸岡 俊一

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉松 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月4日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第155号

福岡県大野城市御笠川2丁目3番8号 105

債務者 ボディショップTOMこと 折小野真

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小田 雅章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月11日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第449号

福岡市西区野方1丁目8番16号 コーポ柿の 内101号

債務者 古賀 英介

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 児山 桂子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第589号

福岡県朝倉郡筑前町上高場2000番地 ボル ドー壱番館201号

債務者 北野 康佑

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 郷司 佳寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第605号

福岡県朝倉市甘木764番地2

債務者 小川 直也

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山之内 明

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月10日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第356号

仙台市太白区西中田3丁目2番7-1001号 債務者 西澤 努

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤今日平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月29日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和7年(フ)第388号

宮城県塩竈市本町13番5号

債務者 田中 徳壽

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月29日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和7年(フ)第97号

茨城県石岡市若松3丁目7番12号 債務者 岡野 次男

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月21日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

#### 令和6年(フ)第2328号

福岡県糟屋郡宇美町宇美中央4丁目11番25一 101号

債務者 金地 秀美

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾形 達彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第444号

福岡市東区和白丘2丁目23番29-1号 債務者 佐藤はるな

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破產管財人 弁護士 天野広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第614号

福岡市南区大楠2丁目3番25-404号 エンクレスト平尾Ⅱ

債務者 高城 英治

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉松 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第615号

福岡市南区大楠 2 丁目 3 番25-404号 エンクレスト平尾Ⅱ

債務者 高城ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉松 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第1094号

大阪市旭区大宮1丁目1番5-1001号 債務者 竹内 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 知温
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1095号

大阪市旭区大宮1丁目1番5-1001号 債務者 竹内 未美

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 知温
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部

#### 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

#### 令和7年(フ)第49号

新潟県長岡市宮内2丁目1番20号 債務者 大関 義則

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

#### 令和7年(フ)第122号

函館市宝来町18番3号 2F 債務者 村田 葉子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 函館地方裁判所

#### 令和7年(フ)第132号

函館市深堀町9番4-310号 メゾン深堀 債務者 狭間 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 函館地方裁判所

#### 令和7年(フ)第143号

函館市大手町13番8-902号 メゾン・ド・ デトロワ

#### 債務者 冨谷 眞夕

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 函館地方裁判所

#### 令和7年(フ)第33号

新潟県見附市緑町8番25号 債務者 小林 美春

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

#### 令和7年(フ)第55号

新潟県長岡市蓮潟3丁目5番10号 フラワー ハイツ長岡107号室

債務者 関口 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

#### 令和7年(フ)第69号

愛知県豊橋市中岩田6丁目1番地 県営岩田 住宅4棟407号室

債務者 金子 大助

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

#### 令和7年(フ)第73号

岡山県倉敷市大島7番地19 シティ倉敷1号 館401、転居前の住所岡山県岡山市中区原尾 島861番地7 サンセールナンバ106号 債務者 西本 敦美

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

#### 令和7年(フ)第93号

岡山県倉敷市福田町古新田810番地3 ニューシティ定金101号

債務者 三船 徳洋

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

#### 令和7年(フ)第126号

岡山県倉敷市西富井447番地1 レオパレス サンフラワー205

債務者 伊藤 芳明

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所食敷支部破産係

#### 令和7年(フ)第131号

岡山県倉敷市福田町古新田883番地17 パークアヴェニューB102号

債務者 天羽 茂

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

#### 令和7年(フ)第248号

北九州市小倉北区今町1丁目2番3-301号 債務者 萬納寺夏海

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第249号

北九州市八幡西区楠橋上方2丁目13番11号 債務者 柏倉和四郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第251号

福岡県中間市中鶴3丁目5番1-504号 倩務者 野津 春幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第252号

福岡県中間市中鶴3丁目5番1-504号 債務者 野津 順子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### | 令和7年(フ)第265号

北九州市門司区稲積1丁目2番35-801号 債務者 山本 和希

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 会和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和7年(フ)第143号

愛知県豊田市広久手町1丁目36番地 市営A 2-110号、前住所愛知県豊田市深田町3丁 目64番地 トヨタ輸送深田社宅102号 債務者 甲斐 俊宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 令和6年(フ)第953号 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第144号

愛知県豊田市広久手町1丁目36番地 市営A 2-110号、前住所愛知県豊田市深田町3丁 目64番地 トヨタ輸送深田社宅102号 債務者 甲斐 由佳

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第188号

愛知県豊田市本田町今泉14番地 クリエイト 今泉107号

債務者 古屋 綾子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 令和7年(フ)第202号

愛知県刈谷市野田町新上納306番地 ビュー ラ加藤 E 201号

債務者 有尾 智恵

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

#### 破産手続廃止

#### 令和6年(フ)第615号

千葉県野田市柳沢224番地

破產者 森田 浩二(旧姓山本)

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

千葉県松戸市栗ケ沢824番地 メゾンドハイ ツュアサ203号

破産者 小林あゆみ

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和6年(フ)第974号

千葉県我孫子市新木野1丁目16番8号 破産者 椎橋 一能

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第1号

千葉県鎌ケ谷市軽井沢1986番地28 破産者 有限会社青木精工

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第3号

千葉県鎌ケ谷市北中沢3丁目4番23号(エス ペランサー番館102)、前住所千葉県鎌ケ谷市 鎌ケ谷3丁目3番1号

破産者 青木 富子

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和7年(フ)第40号

千葉県鎌ケ谷市東初富2丁目10番25-8号 破産者 安野 政彦

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

#### 令和6年(フ)第722号

能本市南区八分字町549番地5 破産者 株式会社IDEAコーポレーション

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

能本地方裁判所民事第1部破産再生係

#### 令和7年(フ)第99号

名古屋市中区錦1丁目7番27号 破産者 株式会社ハイプランジャパン

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和6年(フ)第5298号

大阪市中央区南本町1丁目5-15 破産者 株式会社コネクト

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和6年(フ)第4号

福岡県大牟田市旭町1丁目2番地の7 破産者 医療法人兼行医院

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所大牟田支部

#### 破産手続終結

#### 令和6年(フ)第2253号

東京都多摩市一ノ宮4丁目38番地の15ハイラ イズ聖蹟桜ヶ丘208

破産者 松山浩一郎

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

S

#### | 令和6年(フ) 第2231号

横浜市神奈川区鶴屋町3丁目33番7号 破産者 株式会社虔士社

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和5年(フ)第254号

神奈川県横須賀市岩戸5丁目23番3号 破産者 有限会社松工務店

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

横浜地方裁判所横須賀支部

#### 破産手続終結及び免責許可決定

#### 令和6年(フ)第2232号

横浜市都筑区南山田1丁目2番11号 破産者 大竹裕太郎

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

#### | 令和4年(フ)第98号

新潟県新発田市大手町3丁目5番15号 破産者 渡邉 信興

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所新発田支部

#### 令和6年(フ)第306号

石川県金沢市四十万5丁目156番地 LIV E INしじま C棟、従前の住所石川県白 山市相木町100番地5 破産者 狐島 昌弘

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

#### 破産債権の届出期間及び一般 調査期日

#### 令和6年(フ)第1789号

福岡県筑紫野市二日市中央2丁目5-10 林ビル1F

破産者 アルファリンク株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月16日午前10時 令和7年4月28日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和6年(フ)第1790号

福岡県筑紫野市二日市中央3丁目9-45-201号

破産者 株式会社あん

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月16日午前10時 令和7年4月28日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和6年(フ)第1912号

福岡市博多区三筑1丁目4番19号 メゾンコーポ24 407号、前住所福岡市博多区相生町1丁目2番8-907号 アプローズ南福岡駅

破産者 安藤 亜弓

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 2 一般調查期日 令和7年7月16日午前10時 令和7年4月28日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和6年(フ)第732号

北九州市門司区大里本町2丁目8番32号サンライフ大里B棟103号

破産者 浦上 篤史

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 2 一般調查期日 令和7年6月24日午後2時 令和7年5月7日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 令和6年(フ)第1670号

福岡県福津市津屋崎5丁目15番1号 破産者 藤﨑 尚徳

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 2 一般調查期日 令和7年6月27日午後4時 令和7年5月2日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(フ)第14号

三重県伊勢市勢田町434番地7、前住所三重県伊勢市神久4丁目1番49号

破産者 出崎 憲治

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月25日午前10時30 分

令和7年5月7日

津地方裁判所伊勢支部破産係

#### 令和6年(フ)第1802号

福岡市南区平和2丁目10番18-1号 メゾネット平和B号

破産者 ツクルこと 宮崎 俊彦

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月22日午後1時30分

令和7年5月2日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和6年(フ)第2772号

大阪府豊中市蛍池東町 3 丁目 9 番11号 破産者 藤村 彬

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時 令和7年5月7日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

#### 令和7年(フ)第2号

宮崎県日南市大字益安1619番地、前住所宮崎 県都城市志比田町4730番地 6

破産者 濵田章太郎

異議申述期間 令和7年6月18日まで

令和7年5月7日 宮崎地方裁判所日南支部

#### 令和7年(フ)第3号

宮崎県串間市大字西方5456番地 第3アイタウン3

破産者 竹下 弘晃

異議申述期間 令和7年6月18日まで

令和7年5月7日 宮崎地方裁判所日南支部

#### 令和6年(フ)第127号

宮崎市鶴島3丁目125番地1 県営住宅4棟 102号、破産開始時の住所宮崎県都城市上長 飯町5111番地 県営一万城南団地10棟104号 破産者 森 祐輝

異議申述期間 令和7年6月18日まで

令和7年5月7日 宮崎地方裁判所都城支部

#### 令和6年(フ)第3955号

大阪市中央区島之内2丁目7番3-462号 破産者 増井 空

異議申述期間 令和7年6月27日まで 令和7年5月2日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 免責許可申立てに関する意見 申述期間

#### 令和7年(フ)第607号

堺市堺区向陵東町3丁2番7号 破産者 譽田 喜博

免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 令和7年5月2日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 特別清算開始

#### 令和7年(ヒ)第501号

福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番地 清算株式会社 ロボコム・アンド・エフエイコ ム株式会社

代表清算人 天野 真也

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福島地方裁判所相馬支部

#### 令和7年(ヒ)第2023号

東京都目黒区駒場4丁目6番20号コートハウスM-202

清算株式会社 株式会社サイファー・コミュニケーション

代表清算人 井澤 聰朗

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(F)第3009号

大阪市北区中崎西2丁目6番6号パステル2-301号

清算株式会社 株式会社アンデルセン 代表清算人 後藤 降

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(ヒ)第3010号

大阪市中央区農人橋1丁目4番31号 清算株式会社 株式会社イーナリンク 代表清算人 林 和男

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

#### 特別清算終結

#### 令和7年(ヒ)第1001号

島根県浜田市金城町追原39番地1 清算株式会社 株式会社金城観光ホテル

- 1 決定年月日 令和7年4月21日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

松江地方裁判所浜田支部

#### 令和6年(ヒ)第5号

福岡県久留米市東合川2丁目3番39号清算株式会社 LEシステム株式会社

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所久留米支部

#### 特別清算協定認可

#### 令和7年(ヒ)第2002号

東京都墨田区太平4丁目23番19号 清算株式会社 株式会社プンカゴム 代表清算人 市原 京己

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

#### 第1 通則

1 本協定の対象となる債権 本協定の対象となる債権は、令和7年1 月27日(開始決定日の前日)までの原因に 基づいて発生した協定債権(以下「特別清 算債権」という。)及び特別清算債権に係る 同月28日(開始決定日)以降の利息及び遅 延損害金とする。

- 2 弁済の場所及び端数の処理
- (1) 本協定に基づく弁済は、各協定債権者 の指定する金融機関口座に振り込む方法 により実施する。ただし、振込手数料は、 清算株式会社の負担とする。
- (2) 按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

#### 第2 弁済及び免除

- 1 特別清算債権に対する弁済及び免除
- (1) 弁済方法

特別清算債権については、以下の方法により弁済する。

- ア 資産換価代金から、清算結了までに 発生し及び発生すると予想される共益 的債権及び優先的債権の全額を控除し て、弁済原資総額を算定する。
- イ 本協定の認可決定確定後1か月以内 に、上記アを弁済原資として、各協定 債権者が有する特別清算債権の金額に 応じて按分弁済する。
- (2) 免除方法

特別清算債権については、上記(1)イの 弁済時において、弁済後の残債権額につ いて全額免除を受ける。

2 開始決定日以降の利息・遅延損害金の免 除

特別清算債権に係る令和7年1月28日 (開始決定日)以降の利息・遅延損害金に ついては、本協定認可決定確定時に、全額 免除を受ける。

#### 第3 残余財産の処理

上記第2の1(1)イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第2の1(1)イによる弁済後の残債権額に応じて按分弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。

東京地方裁判所民事第20部

DJ E (1

#### 令和7年(ヒ)第2003号

東京都中央区日本橋人形町2丁目30番5号 清算株式会社 株式会社大喜 代表清算人 荻野 洋

- 1 決定年月日 令和7年4月23日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

#### 第1 通則

#### 1 協定債権

協定債権とは、株式会社大喜(以下「清算株式会社」という。)に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。

2 債権譲渡等がなされた場合の取扱い 特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因と して、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合において も、権利の変更は、別表の「協定債権額」 欄記載の各金額を基準として行う。

#### 3 弁済基準額

弁済基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。

#### 4 端数の処理

権利の変更の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

5 弁済の方法

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

#### 第2 一般債権

#### 1 最終弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から2週間以内に、清算株式会社が有する現預金(預け金を含む)から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、弁済基準額を基準に按分比例して弁済する。

#### 2 免除

- (1) 清算株式会社は、協定認可決定確定日 に、協定債権のうち利息及び遅延損害金 について、全額免除を受ける。
- (2) 清算株式会社は、協定認可決定確定日 に、協定債権者荻野洋の債権全額につい て、債務の免除を受ける。

(3) 清算株式会社は、第1項における弁済 と同時に、協定債権額から既弁済額を控 除した協定債権元本の残額について、そ の債務の免除を受ける。

#### 3 追加弁済

前記最終弁済後、清算株式会社に新たに 財産が発見されたときは、これを速やかに 換価し、その換価費用その他優先債権等を 控除した残額を追加弁済の原資とし、各協 定債権者の弁済基準額から最終弁済額を控 除した残額を基準に按分比例して追加弁済 する。この場合においては、最終弁済と同 時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限 度で溯って効力を失う。

#### 第3 優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収 することを得べき債権、労働債権等の優先 債権及び協定債権者の共同の利益のために する裁判上の費用、清算業務の遂行に要す る費用等共益債権については随時弁済す る。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(ヒ)第2015号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー 清算株式会社 株式会社KK

代表清算人 楠見健次郎

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 次の協定を認可する。 協定

#### 第1 通則

1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社 K K (以下「清算株式会社」という) に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という) とする。

2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後 の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定 確定時に全額免除を受ける。

#### 3 弁済の方法及び端数の処理

(1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所(東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー13階)において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する(振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

(2) 弁済における端数の処理 協定債権の弁済において生じる弁済額 の1円未満の端数は切り捨てる。

#### 第2 一般債権

- 1 一般債権の定義
  - 一般債権とは、協定債権のうち、後記第
- 3. 1で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
- 2 一般債権の弁済及び放棄
- (1) 一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

(2) 一般債権の放棄

各一般債権者は、上記(1)の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

(3) 追加弁済

上記(1)による弁済後、清算株式会社に 新たな財産が発見されたときは、これを 清算株式会社が換価した上、各一般債権 者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記(2)による放棄の効力は失われるものとする。

#### 第3 関係者債権

1 関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、楠見 芳浩、楠見裕治、楠見林太郎、楠見眞太郎、 楠見博子及び楠見健次郎が清算株式会社に 対して有する各債権をいう。

2 関係者債権についての放棄 関係者債権者は、本協定認可決定確定時 において、関係者債権をすべて放棄する。 (別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

#### 更生手続における包括的禁止 命令

#### 令和7年(ミ)第1号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号〇MMビル16階

開始前会社 株式会社ケンショウ

主文 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条1項2号に規定する強制執行等及び同条2項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(ミ)第2号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

開始前会社 株式会社タガヤス

主文 開始前会社について更生手続開始の決定が されたとすれば更生債権者又は更生担保権者と なる者は、更生手続開始の申立てにつき決定が あるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社 更生法24条1項2号に規定する強制執行等及び 同条2項に規定する国税滞納処分をしてはなら ない。

令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 更生手続における保全管理命令

#### 令和7年(ミ)第1号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

開始前会社 株式会社ケンショウ

- 1 主文 更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、 保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人 大阪市北区中之島3丁目2番4 号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階 きっかわ法律事務所 弁護士 山本 幸治 令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(ミ)第2号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

開始前会社 株式会社タガヤス

- 1 主文 更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、 保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階 きっかわ法律事務所 弁護士 山本 幸治 令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部

#### 監督命令

#### 令和7年(再)第13号

東京都千代田区神田錦町3丁目3番地再生債務者 オーピーシー株式会社

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監 督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階 田辺総合法律事務所 弁護士 上中 綾子

令和7年4月25日

東京地方裁判所民事第20部

#### 再生計画認可

#### 令和6年(再)第1号

宮崎県都城市年見町23号12番地 再生債務者 医療法人社団アブラハムクラブ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 債権者集会で可決された本件再 生計画には、民事再生法174条2項各号に該当 する事由はない。

令和7年4月25日 宮崎地方裁判所民事部

#### 再牛手続終結

#### 令和3年(再)第1号

富山県高岡市戸出栄町47番1 再生債務者 株式会社老子製作所

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した 後3年を経過した。

令和7年4月28日 富山地方裁判所高岡支部

#### 令和5年(再)第1号

北九州市若松区藤ノ木2丁目4番8号 再生債務者 新興アルマー工業株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年4月22日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

#### 小規模個人再生による再生手続開始

#### 令和6年(再イ)第26号

愛知県蒲郡市豊岡町仲ノ田92番地1 再生債務者 長崎 旭洋

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令 和7年6月6日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

#### 令和7年(再イ)第75号

愛知県あま市七宝町鷹居 3 丁目85番地 Es poir鷹居 A 103号

再生債務者 高橋 秀聡

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令 和7年6月10日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(再イ)第82号

名古屋市中川区花池町2丁目11番地 ミレニアム八田401号

再生債務者 野本 悟

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令 和7年6月10日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

#### ひ 凡

#### 令和7年(再イ)第15号

福島県郡山市喜久田町堀之内字堀ノ在16番地 再生債務者 澤田 百合

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令 和7年6月17日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

#### 令和7年(再イ)第13号

三重県四日市市桜町3073番地2

再生債務者 大久保靖雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令 和7年6月11日まで

津地方裁判所四日市支部

#### 令和7年(再イ)第35号

福岡県古賀市小山田354番地2 (住民票上の住所) 福岡市東区箱崎2丁目30番9号 ソレイユ箱崎

再生債務者 安井 隆司

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令 和7年6月11日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第48号

福岡市南区清水3丁目20番1号 武末第2ビル803号

再生債務者 菊原 慎二

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令 和7年6月11日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第86号

福岡市南区大楠3丁目3番8号 アベニュー大楠505号

再生債務者 田島 翔

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令 和7年6月11日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第32号

静岡県焼津市高新田1821番地の2

再生債務者 清水 翔

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令 和7年6月19日まで

静岡地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(再イ)第39号

福岡市中央区港1丁目9番26—901号 モントーレ舞鶴ベイレジデンス

再生債務者 佐々木洋児こと 金 洋兒(K IM YANGAH)

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令 和7年6月12日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第84号

福岡市中央区天神3丁目7番9-213号 サ ヴォイ テンジン クォーター

再生債務者 古川 翔

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令 和7年6月12日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第17号

大分市宮河内ハイランド24-8 (住民票上の 住所) 大分県由布市湯布院町川上785番地24 再生債務者 拂川 健吾

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年7月3日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

#### 令和7年(再イ)第25号

埼玉県川口市芝樋ノ爪2丁目9番12号 再生債務者 小松伸太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月20日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(再イ)第51号

福岡県福津市宮司1丁目3番26号 ラ・メール宮司1101号

再生債務者 松本 浩希

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令 和7年6月13日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第82号

福岡県筑紫野市大字永岡210番地3

再生債務者 関 正夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令 和7年6月13日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第91号

福岡市早良区原 4丁目14番16号 ドミール富 士 405号

再生債務者 大島 伸男

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令 和7年6月13日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第101号

福岡市東区香椎台4丁目10番3号再生債務者 一木 魁斗

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令 和7年6月13日まで

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第13号

北海道上川郡新得町西2条南4丁目46番地 再生債務者 三輪 昌宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月18日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

#### 令和7年(再イ)第13号

盛岡市津志田中央1丁目4番22号 パークウェイホームズB102号

再生債務者 高橋 修

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月2日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

#### 令和7年(再イ)第13号

茨城県土浦市おおつ野8丁目9番8号 ビスタ大津野D105

再生債務者 野内 朋

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月9日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

#### 令和7年(再イ)第29号

東京都青梅市根ヶ布2丁目1370番地の191 再生債務者 田中里恵子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月9日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和6年(再イ)第265号

横浜市都筑区荏田南 5 丁目18番24—102号 再生債務者 川添 広介

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

#### 令和7年(再イ)第22号

横浜市金沢区鳥浜町11番地 2 福山通運横浜南支店内社宅203号

再生債務者 西山 夏輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

#### 令和7年(再イ)第3号

石川県七尾市能登島鰀目町55部34番地乙 再生債務者 福畑専太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- | 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月9日まで

金沢地方裁判所七尾支部

#### | 令和7年(再イ)第48号

兵庫県加古川市野口町坂井135番地の7 再生債務者 名田真意子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月9日まで

神戸地方裁判所姫路支部

#### 令和7年(再イ)第7号

香川県高松市高松町1557番地17

再生債務者 山本竒栄こと CHUN KIY OUNG 全 竒榮

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前9時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月2日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

#### 令和7年(再イ)第3号

高知県宿毛市西片島3番5号

再生債務者 中武 正弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月25日まで

高知地方裁判所中村支部

#### 令和7年(再イ)第1号

福岡県田川市大字奈良1520番地23 後藤寺東 団地13-1-3

再生債務者 上野 達也

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月18日まで

福岡地方裁判所田川支部

#### 令和7年(再イ)第15号

佐賀県鳥栖市曽根崎町1111番地3 パストラル204

再生債務者 遠藤 潤

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

#### 小規模個人再生による書面決 議に付する決定

#### 令和6年(再イ)第173号

千葉県市原市北国分寺台5丁目6番地2 再生債務者 表谷 幸雄

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで

令和7年5月2日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和6年(再イ)第178号

神奈川県綾瀬市蓼川1丁目16番22-1号 再生債務者 皆川 悠太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年5月7日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

#### 令和6年(再イ)第246号

横浜市青葉区新石川2丁目9番地5 第二大丸ハイツ101

再生債務者 川野 優稀

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年5月7日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

#### 令和6年(再イ)第263号

横浜市西区岡野1丁目2番3-101号 再生債務者 遠藤 友希

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年5月7日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

#### 令和6年(再イ)第42号

神奈川県横須賀市佐島1丁目19番6号 再生債務者 藤田 翔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年4月30日

横浜地方裁判所横須賀支部

#### 令和6年(再イ)第371号

名古屋市守山区四軒家1丁目1576番地 レーベン豊602号

再生債務者 中島 康貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 22日まで

令和7年5月1日

名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和6年(再イ)第214号

埼玉県久喜市栗原4丁目1番地38

再生債務者 八十 酬好

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで

令和7年5月2日

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(再イ) 第4号

川崎市幸区柳町47番地 メゾン・ド・オータ ス 301

再生債務者 齋藤妃菜子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで

令和7年5月2日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

#### 令和6年(再イ)第368号

名古屋市東区泉2丁目15番1号 七小レック スマンション803号

再生債務者 長谷川明久

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで

令和7年5月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和6年(再イ)第5号

千葉県南房総市千倉町川戸1061番地 5 再生債務者 矢吹 有鼓

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで

令和7年5月1日

千葉地方裁判所館山支部破産再生係

#### 令和6年(再イ)第47号

茨城県つくば市大井794番地2

再生債務者 齊藤 美沙

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

#### 令和6年(再イ)第25号

茨城県龍ケ崎市白羽1丁目21番地4 再生債務者 松永 聡

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

会和7年5月7日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

#### 令和6年(再イ)第30号

茨城県稲敷市蒲ケ山13番地11

再生債務者 浅野由紀子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

#### 令和6年(再イ)第84号

神奈川県平塚市中原 3 丁目12番12号 再生債務者 柏柳 哲矢

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

#### 令和6年(再イ)第9号

岐阜県可児市川合2654番地 ウィルコート Ⅱ-302

再生債務者 小栗麻奈美

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月29日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日 岐阜地方裁判所御嵩支部

#### 令和7年(再イ)第3号

静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目23番20-306号 サンコーポ佐鳴台

再生債務者 チャン クック ユーン (TRA N QUOC DUNG)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

#### | 令和6年(再イ)第40号

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美823番地 9 再生債務者 各務佳保子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月1日

さいたま地方裁判所熊谷支部

#### 令和6年(再イ)第46号

埼玉県深谷市小前田1973番地14 再生債務者 宮尾 幸恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月1日

さいたま地方裁判所熊谷支部

#### | 令和6年(再イ)第61号

埼玉県熊谷市円光2丁目4番39号 クオーレ Ⅱ202号

再生債務者 東山 健一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月1日

さいたま地方裁判所熊谷支部

#### 令和6年(再イ)第98号

静岡市葵区北安東1丁目15番8号 再生債務者 岡本 壮大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

会和7年5月1日

静岡地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(再イ)第7号

静岡市清水区宮加三454番地の5

再生債務者 杉本 翼

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月1日

静岡地方裁判所民事第2部

#### 令和6年(再イ)第218号

札幌市豊平区福住1条1丁目8番21-302号 再生債務者 和泉 卓弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和6年(再イ)第245号

札幌市白石区北郷8条4丁目9番35号 ヴィラ・ウィステリア201号

再生債務者 石崎 大介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和6年(再イ)第248号

北海道恵庭市白樺町1丁目18番3号 再生債務者 白石 直子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和6年(再イ)第249号

札幌市西区八軒1条東2丁目1番22-403号 再生債務者 杉岡 唯斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(再イ)第12号

札幌市白石区南郷通15丁目北5番6-402号 再生債務者 青野 晋也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(再イ)第15号

札幌市北区拓北6条1丁目4番13号 再生債務者 菅原 剛

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(再イ)第21号

北海道千歳市北信濃724番地 再生債務者 中澤 健成

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和6年(再イ)第18号

北海道室蘭市日の出町2丁目17番7号 サンライズITO 205

再生債務者 菅原 学

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで

令和7年5月7日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

#### 令和6年(再イ)第19号

北海道小樽市高島4丁目1番15号 再生債務者 渡邊 貴志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 札幌地方裁判所小樽支部

#### 令和6年(再イ)第38号

北海道空知郡上富良野町東町5丁目2番3-119号

再生債務者 吉崎 国広

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 旭川地方裁判所民事部

#### 令和7年(再口)第1号

北海道北見市川沿町149番地16 再生債務者 木村 裕之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

#### 令和7年(再イ)第6号

福井県勝山市本町4丁目5番3号 再生債務者 森口 紀文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

福井地方裁判所

#### 令和7年(再イ)第8号

福井県坂井市春江町江留下屋敷32番地2 再生債務者 山田百合子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

福井地方裁判所 再

#### 令和7年(再イ)第4号

奈良市法華寺町283番地の7 再生債務者 中川久美子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 奈良地方裁判所

#### 令和6年(再イ)第184号

福岡県春日市塚原台2丁目1番1-103号 メゾネットM2 (住民票上の住所) 大分県宇 佐市大字下高家442番地の2 再生債務者 今池 理貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年4月30日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和6年(再イ)第310号

福岡県春日市星見ヶ丘2丁目55番地15 パークアソシア春日フォレストシティ205号 再生債務者 吉田 幸江

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年4月30日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第31号

福岡市博多区麦野 5 丁目14番41-302号 エステート MARTHA

再生債務者 古賀 達也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで

令和7年4月30日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和6年(再イ)第284号

福岡市中央区草香江1丁目6番19-305号 大濠パークハイム

再生債務者 進藤 誠也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで

令和7年5月2日

福岡地方裁判所第4民事部

#### 令和7年(再イ)第1号

兵庫県加古川市加古川町南備後163番地の6 再生債務者 直井 弥生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 神戸地方裁判所姫路支部

#### 令和7年(再イ)第4号

兵庫県高砂市中島2丁目6番1号 神鋼伊保 寮

再生債務者 片山 和真

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 神戸地方裁判所姫路支部

#### 令和7年(再イ)第8号

兵庫県姫路市青山西2丁目6番12号 エスポワール青山102

再生債務者 大江 裕也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 神戸地方裁判所姫路支部

#### 令和7年(再イ)第3号

徳島県徳島市福島二丁目3番22-2号 再生債務者 佐野由希子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日 徳島地方裁判所民事部

#### 令和6年(再イ)第80号

広島市安佐北区落合南2丁目45番8号 再生債務者 山田 晃輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月7日

広島地方裁判所民事第4部

#### 令和6年(再イ)第84号

広島市安佐南区伴東1丁目57番29号 再生債務者 豊田 弘美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

会和7年5月7日

広島地方裁判所民事第4部

#### 小規模個人再生による再生手続廃止

#### 令和6年(再イ)第43号

茨城県久慈郡大子町大字町付2045番地 3 再生債務者 佐藤 喜一

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年5月2日 水戸地方裁判所

#### 令和6年(再イ)第89号

静岡市駿河区中田 1 丁目 4 番24-202号 再生債務者 下村 恭平

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年5月2日

静岡地方裁判所民事第2部

#### 小規模個人再生による変更再 生計画認可

#### 令和4年(再イ)第35号

大分県由布市挾間町下市294番地17 再生債務者 眞野 克士

- 1 主文 本件変更再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 変更再生計画には、民事再生法に定める不認可 の決定をすべき事由はない。

令和7年4月24日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

#### 給与所得者等再生による再生 手続開始

#### 令和7年(再口)第1号

千葉県八千代市村上南2丁目14番地1 アル ファグランデ八千代村上603

再生債務者 鈴木 一功

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令 和7年6月20日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和7年(再口)第4号

神戸市垂水区桃山台5丁目7番地の11 再生債務者 富田 英和

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令 和7年6月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

#### 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

#### 令和6年(再口)第2号

沖縄県中頭郡西原町字小那覇287番地 再生債務者 新川 恭司

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 14日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月1日

那覇地方裁判所民事第3部

#### 給与所得者等再生による再生 計画認可

#### 令和6年(再口)第1号

神奈川県逗子市沼間6丁目3番23号 再生債務者 鵜川 茂紀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月23日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日

横浜地方裁判所横須賀支部

#### 所有者不明十地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建 物について所有者不明土地管理命令及び所有者不 明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土 地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命 令をすることについて異議があるときは、届出期 間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだ さい。届出がないときは、上記の管理命令がされ ることになります。

#### 令和7年(チ)第11号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市建築住宅局長

亡長瀬稔の最後の住所 大阪府守口市西郷通 4 丁目12番10号

所有者・共有者 亡長瀬稔相続財産 届出期間満了日 令和7年6月30日

令和7年4月28日

神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市中央区態内町九丁目

地番 7番7

地目 山林

地積 76平方メートル

2 所在 神戸市中央区態内町九丁目

地番 7番2

地目 宅地

地積 76.15平方メートル

亡長瀬稔相続財産持分 8分の1

3 所在 神戸市中央区態内町九丁目

地番 7番15

地目 山林

地積 29平方メートル

亡長瀬稔相続財産持分 8分の1

4 所在 神戸市中央区熊内町九丁目7番地2 家屋番号 166番3

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 34.94平方メートル

2階 27.04平方メートル

#### 令和7年(チ)第101号

奈良市帝塚山6丁目4-103

申立人 神谷 降子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 奈良市三碓町 839番地

所有者 狭川藤太郎

届出期間満了日 令和7年6月26日

令和7年4月25日

奈良地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 奈良市大宮町一丁目

**地番** 52番16

地目 宅地

地積 60.09平方メートル

2 所在 奈良市大宮町一丁目 52番地16 家屋番号 176番 2

種類 居宅

構造 木浩瓦壹平家建

床面積 40.72平方メートル

#### 会社その他の公告

#### 非公共的

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続し、乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令仰七年五月九日 掲載頁 五十八頁(号外第一〇三号)

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和六年十二月二十三日 陽載頁 三百

令和七年五月十五日

千葉県松戸市西馬橋蔵元町一八三番地シ ティプラザロード

> (甲) アールフィールズ株式会社 代表取締役 野田

東京都荒川区南千住五丁目二〇番一一号

(乙) 伊藤工事株式会社 代表取締役 三宅 雄也

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしましたの で公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお りです。

(甲) 陽載紙 官報

掲載の日付 今阳七年三月十四日 掲載頁 三十九頁 (号外第五十二号)

(N) https://www.defactostandard.co.jp/ir/ denshi.html

令阳七年五月十五日

東京都港区北青山二丁目五番八号

(甲) 妹式会社ギャラリーレア **化表取筛段 寺岡 文寿** 

東京都大田区平和島三丁目三番八号

(乙) 株式会社デファクトスタンダード

**比表取筛段 齋藤 東人** 

#### 40世公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会 **社法第七九六条第二頃、乙は同第七八四条第一頃** に基づき妹主総会の承認失議を経ずに合併を失定 しております。また、甲は乙の全株式を所有して いますので、この合并による甲の断朱式の発行攻 び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸售対照表の期示比別は欠のとおり です。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年六月二十五日 掲載頁 一五五頁 (号外第一五一号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令的六年六月二十五日 掲載頁 七十頁 (号外第一五一号)

令阳七年五月十五日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一五号

(甲) リFEコンテイナー株式会社 化表取筛役 関谷 憂宣

東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一五号

(乙) リFEドラムサービス株式会社 代表取締役 片根 敏行

#### 4年公4年

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都港区白金六丁目一六番二五—一三〇 (甲) 合同会社()R区区区

代表社員 森田 展正

東京都港区北青山一丁目三番一号アール キューブ青山三階

> (乙) 合同会社の民国国区W田山口 代表社員 森田 展正

報

官

## 合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 令和七年五月十五日 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承

丸の内ビル五階 名古屋市中区丸の内三丁目八番八号・山富 (甲)税理士法人オールシエンシア

静岡県浜松市中央区御給町一二五番地 (乙) 税理士法人浜松合同会計 社員 佐久間 隆

社員 佐藤 秀之

## 合併公告

務全部を承継して存続して、丙及び丁は解散する ことにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

丙及び丁) 掲載紙 官報

令和七年五月十五日 島根県出雲市国富町一三一〇番地

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

掲載の日付 令和七年三月十九日 掲載頁 一九七頁 (号外第五十五号)

(甲) 株式会社出雲あぐり村 代表取締役 大福 里志

島根県出雲市国富町一三一〇番地一 (乙) 有限会社金山グローカルファーム

島根県出雲市国富町三五四番地

代表取締役 太田 幸雄 (丙) 株式会社なかむら

島根県出雲市西代町二三六番地二 J

株式会社グリーンファーム西代 代表取締役 原 広信

## 吸収分割公告

乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日 れを承継させることにいたしました。 業部が行う事業に関する権利義務を承継し乙はそ に予定しております 効力発生日は令和七年七月一日であり、甲及び 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産開発事 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://www.haseko.co.jp/hfd/company/ publicnotice/

令和七年五月十五日

東京都港区芝二丁目三一番一九号

東京都港区芝二丁目三一番一九号

代表取締役 梅津 (乙) 総合地所株式会社 英司

## 吸収分割公告

進部が行う事業に関する権利義務を承継し乙はそ れを承継させることにいたしました。 乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日 に予定しております。 効力発生日は令和七年七月一日であり、 甲及び

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日 publicnotice/

東京都港区芝二丁目三一番一九号 代表取締役 宮原 眧

(乙) 株式会社長谷工不動産 健

代表取締役 松本

## 新設分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、 掲載頁 六十二頁 (号外第五十四号)

(甲) 株式会社長谷工総合開発

代表取締役 宮原 昭

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンセプト推

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(N) https://www.haseko.co.jp/hfd/company/

東京都港区芝二丁目三一番一九号 (甲) 株式会社長谷工総合開発

ことにいたしましたので公告します。 のレンタル事業、及びホテル事業(保育事業を除 DGビルなにわ筋) に対して当社のレジャー用品 ティーズ(住所大阪市西区立売堀二丁目四番五号 くすべての事業)に関する権利義務を承継させる この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、新設分割により新設する株式会社オー

掲載の日付 令和七年三月十八日 官報

(甲)確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十五日 なにわ筋 株式会社オーティーズ 大阪市西区立売堀二丁目四番五号DGビル

新設分割公告

を承継させることにいたしましたので公告しま に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務 A I (本店:兵庫県姫路市三条町一丁目五三番地) 当社は、新設分割により新設する株式会社AR

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 四十七頁 (号外第一〇一号) 掲載の日付 令和七年五月七日

令和七年五月十五日 兵庫県姫路市十二所前町七八番地GOLD B L D G

株式会社GROWING DINING

代表取締役 新井 隆之

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月十五日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

栃木県栃木市藤岡町都賀一四三〇番地

## 代表社員

リコクシ

ました。 組織変更公告 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月十五日 東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新

宿水間ビル六階 代表社員 Ikariカード合同会社 ローマン・ガルザ

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり | 組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月十五日

東京都板橋区大山西町一九—一一一〇八 合同会社エスコムラボラトリー

代表社員 内藤 裕志

## 組織変更公告

代表取締役 脇坂

純

公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ ました。この組織変更に異議のある債権者は、本 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

令和七年五月十五日

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木 ヒルズノースタワー一六階 代表社員 イスラム・エムディ・マハ ムドゥル 合同会社大和

## 組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

組織変更後の商号は株式会社上田農園としま

総社員の同意の取得は令和七年五月七日に終了し ております。 効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月十五日

福井県大野市森政領家第四号四番地

合同会社上田農園

代表社員 上田 輝司

## 組織変更公告

華人阿李合同会社

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

会社とします。 更後の商号はスカイティーコンサルティング株式 効力発生日は令和七年七月一日であり、 組織変

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月十五日

鳥取県鳥取市滝山七三三番地

Ayuismコンサルティング合同会社 代表社員 徳永 歩

官

#### 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 組織変更後の商号は株式会社ふるりとします。 令和七年五月十五日 愛媛県松山市枝松六丁目一〇番六号 株式会社に組織変更することにいたし 合同会社Right Way 代表社員 寺﨑香菜子

北九州市小倉北区下富野四丁目一〇番一七号

ワキサカエンジニアリング合同会社

代表社員 脇坂 智明

令和七年五月十五日

ました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 令和七年五月十五日 福岡県久留米市城南町一二番地一七 合同会社ベスパ

# 株式会社に組織変更することにいたし

変更後の商号は株式会社カフービジネスサポート とします。 効力発生日は令和七年六月十七日であり、組織 です。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 沖縄県那覇市字安里一七八番地ミオビエン 和七年五月十五日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

ト新都心七〇五

合同会社カフービジネスサポート 代表社員 幸喜 竜

会の決議は令和七年四月二十四日に終了しており 資本金の額の減少公告 千万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を三千五百五十万円減少し 効力発生日は令和七年七月四日であり、株主総

31

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

組織変更公告

株式会社に組織変更することにいたし

計算書類の公告義務はありません。 令和七年五月十五日

札幌市手稲区手稲本町四条三丁目一番一四号

代表取締役 宮里 有限会社丸久宮里商店 昇宏

# 資本金の額の減少公告

十四億一千万円減少し、一億円とすることにいた 決議された募集株式発行による増資の効力が発生 することを条件として、増資後の資本金の額を二 しました。 当社は、令和七年五月九日付株主総会において

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞 令和七年五月十五日 掲載頁 二頁 掲載の日付 令和七年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目五番八号

## 資本金の額の減少公告

代表社員 古賀

勝晋

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 少することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載頁 五十二頁 (号外第九十五号) 掲載の日付 令和七年四月二十八日 令和七年五月十五日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目三一番一一号 株式会社Beti m

代表取締役 篠田荘太郎 О

## 資本金の額の減少公告

総会の決議は、令和七年三月二十四日に終了して 円とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主 当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億

おります

掲載页 六十頁 (号外第七十四号)掲載の日付 令和七年四月一日 令和七年五月十五日 掲載紙 官報 大阪市大正区鶴町二丁目五番二七号

たしました。

当社は、資本金の額を五億九千五百五十万円減 代表取締役 ヘルマン・ストレンガー アルジェニクスジャパン株式会社

準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 七千二百円減少することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月十五日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

株式会社ソケッツ

三十二万千百八円減少することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を百七十八億九千六百

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

代表取締役 鈴木 鈴木合金株式会社

慶

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七億円減少することにい

すので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下 回ることはありません。 ただし、同時に株式の発行により増額いたしま

ります。 そのため、株主総会の決議を経ずに決定してお

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 一二九頁 (号外第一四六号) 掲載の日付 令和六年六月十八日 令和七年五月十五 掲載紙 官報 兵庫県尼崎市田能町六丁目一〇番一号

三和システムウォール株式会社 代表取締役 林 豊之

当社は、資本準備金の額を一億三千四百十三万

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二三番五号

代表取締役 浦部

# 準備金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 です なお、 掲載紙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年五月十五日 掲載頁 八頁 東京都文京区後楽一丁目四番二五号 日付 令和七年四月十日 日刊工業新聞 代表取締役社長 アルテミラ製缶株式会社 中塚

# 資本金及び準備金の額の減少公告

ました。 備金の額を二百二十五万円減少することにいたし ただし、同時に株式の発行により増額いたしま 当社は、資本金の額を二百二十五万円、資本準

額は同日前を下回ることはありません。 すので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の ります。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 そのため、株主総会の決議を経ずに決定してお

掲載しております。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 三月四日付、官報(号外第四十三号)六十二頁になお、最終貸借対照表の開示状況は、令和七年 令和七年五月十五日

札幌市北区北二十一条西十二丁目二 三〇五 代表取締役 ·締役 中村 拓哉株式会社調和技研

資本金及び準備金の額の減少公告

を七億円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を七億円、資本準備金の 効力発生日は令和七年六月二十三日でありま 額

本準備金を増額いたしますので、効力発生日の後ただし、同時に株式の発行により資本金及び資 とはありません。 の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回るこ

ります。 そのため、株主総会の決議を経ずに決定してお

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月十五日 掲載頁 七十二頁 (号外第二三九号) 掲載の日付 令和六年十月十一日 掲載紙 東京都新宿区新宿一丁目一番一一号 官報

代表取締役 株式会社アークノ 岡本 ハラ 力

官

# 定款変更につき通知公告

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する なお、同日に当社の株券は無効となります

令和七年五月十五日 東京都豊島区東池袋一丁目二七番八号

代表取締役 田中 正信 株式会社cyma

# 定款変更につき通知公告

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する

令和七年五月十五日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 東京都豊島区東池袋一丁目二七番八号

## 定款変更につき通知公告 株式会社ワイ・インターナショナル 代表取締役 田中 正信

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年五月三十日付で株券を発行す

報

令和七年五月十五日 なお、同日に当社の株券は無効となります 静岡県島田市湯日一番地の

株式会社丸紅

## 代表取締役 紅林 眞之

株式分割につき通知公告

することにいたしましたので公告します。 当社は、株式九六〇株を二八、八〇〇株に分割 令和七年五月十五日

ロン台東ビル 東京都台東区台東一丁目二二番四号アスト 代表取締役 陳 本 P.表取締役 陳 本 栄 USTRON株式会社

# 株式交換につき株券等提出公告

である令和七年六月十六日までに当社にご提出下 たので、当社の株券を所有する方は、株券提出日 全親会社とする株式交換をすることにいたしまし 当社は、United NEXT株式会社を完

令和 **7** 年 **5** 月 **15** 日

令和七年五月十五日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一八 号千代田ビル UNITED FOODS I N T E R

NATIONAL株式会社 代表取締役 青木 啓之

# 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

出下さい。 人、南潤赫が退任することに対し異議のある債権 者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し 当社の全ての日本における代表者である鈴木正

令和七年五月十五日

東京都新宿区新宿一—三—一二 壱丁目参 日本における代表者 株式会社シンドリコー 鈴木 正人

## 限定承認公告

日本における代表者

南

潤赫

〇二ヴェルビュ堀切菖蒲園 住所東京都葛飾区堀切四の五八の一七の一〇 本籍東京都葛飾区堀切四丁目五八番、最後の

求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出が 受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請 の相続人は令和七年四月二十四日東京家庭裁判所 ないときは弁済から除斥します。 にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び 右被相続人は令和六年二月二十一日死亡し、そ 令和七年五月十五日 被相続人 亡 喜多 正泰

東京都葛飾区堀切四の五八の一七の一〇〇 二ヴェルビュ堀切菖蒲園

限定承認者 喜多 曹子

## 限定承認公告

きは弁済から除斥します 定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者 相続人は令和七年五月八日長野家庭裁判所にて限 し出をして下さい。右期間内にお申し出がないと は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申 四番地一一七 被相続人 亡 原田 芳地二、最後の住所長野県長野市大字小鍋一一 右被相続人は令和七年一月十五日死亡し、その 本籍長野県上水内郡飯綱町大字平出八三七番 被相続人 亡 原田 芳房

限定承認者原田聖

長野県長野市中御所岡田町一八―三

いち

りん法律事務所

代理人弁護士 河辺 悠介

## 限定承認公告

田四八番地の二三 二番地一、最後の住所京都府八幡市八幡月夜 本籍群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木二六四 被相続人 Ľ 高橋 和雄

> 定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者 相続人は令和七年五月七日京都家庭裁判所にて限 は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申 きは弁済から除斥します。 し出をして下さい。右期間内にお申し出がないと 右被相続人は令和六年十二月六日死亡し、その

令和七年五月十五日

ションYOU三〇三号 大阪府門真市上野口町四六番一七号 マン

限定承認者 高橋 典子

## 任意清算公告

総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従 準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以 い清算をいたしますので、この清算の方法に異議 内にお申し出下さい。 し、税理士法第四十八条の二十一第二項において 当法人は、令和七年二月二十八日をもって解散

令和七年五月十五日

大分県大分市金池南一丁目一三番六号

さくら咲税理士法人

代表社員 光田加壽子

# 債権申出の公告(第二回)

該当したことにより終了したので、当規約型確定 内にお申し出ください。 掲載(令和七年五月十四日)の翌日から二箇月以 給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回 日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に 当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一

します。 右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

令和七年五月十五日

0 埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二

株式会社ゴードー確定給付企業年金 清算人 畑中 伸

# 債権申出の催告(第三回

出がないときは清算から除斥します 二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し 告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から り解散したので、当基金に債権を有する者は、 当基金は、代議員会における代議員の議決によ 公

訂正公告 令和七年五月十五日 埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三—一 Т & К TOKAグループ勤労者財産形

関根

秀明

りにつき訂正します。 あるは「大阪市浪速区立葉一丁目2番12号」の誤 淡路町4-2-13アーバンネット御堂筋ビル」と 第四期決算公告(枠組)中、住所「大冠計中\区 令和六年十一月六日 (号外第二六〇号) 掲載の

令和七年五月十五日

大阪市浪速区立葉一丁目 一番一二号 株式会社鳥貴族

代表取締役 江野澤暢男

## 訂正公告

りにつき訂正します。 あるは「大阪市浪速区立葉―丁目2番12号」の誤 淡路町4-2-13アーバンネット御堂筋ビル」と 第四期決算公告(枠組)中、住所「大颬市中央区 令和六年十一月六日 (号外第二六〇号) 掲載の

令和七年五月十五日

大阪市浪速区立葉一丁目二番 株式会社TORIKI 代表取締役 B U R G E R 二二号 髙田 哲也

#### 正 誤

学省告示第十一号(史跡に地域を追加し名称を改平成十九年二月六日(号外第二十二号)文部科 める件)

(原稿誤り)

を削除する 七ページ上段表中地域欄中終りから二一行目

ページ段 行 誤 正

文部科学省告示第百九十四号 して指定し、一部解除する件 (原稿誤り) 平成三十年十月十五日 (号外第二百二十六号) (史跡に地域を追

九上表中所在峰山町

鶴市町

"	,
"	,
— 欄 一一 申 二 ~ 申	長自也が
	[ ]
トルエステント・大変を表現は小班を大変を表現は小班の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の一下の	